

習志野市教育委員会第6回定例会

日時:令和4年6月22日(水)13時30分

場所:市庁舎3階大会議室

日 程	審議順
1 会議録の承認	(予定)
2 報告事項	
(1) 令和4年度学校基本調査の結果について	(教育総務課) 1
(2) 新型コロナウイルス感染症への対応に係る学校運営について	(学校教育課) 2
(3) 鹿野山少年自然の家今後の在り方に係る第三者委員会検討 報告書について	(学校教育課) 3
(4) 市立小・中学校通学路の安全対策について	(学校教育課) 4
(5) いじめメール相談の現状について	(総合教育センター) 5
(6) 習志野市電子図書館の利用状況等について	(中央図書館) 6
3 議決事項	
※議案第22号 令和4年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表 彰について	(教育総務課) 8
4 協議事項	
協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について 令和4年7月27日(水)午後1時30分	7
5 その他	

※は非公開の見込み

令和4年習志野市教育委員会第6回定例会 議案概要

【議案第22号については非公開の見込み】

報告事項(1)

令和4年度学校基本調査の結果について

・令和4年度学校基本調査の結果について、報告するものです。

報告事項(2)

新型コロナウイルス感染症への対応に係る学校運営について

・新型コロナウイルス感染症への対応に係る学校運営について、報告するものです。

報告事項(3)

鹿野山少年自然の家今後の在り方に係る第三者委員会検討報告書について

・鹿野山少年自然の家今後の在り方に係る第三者委員会検討報告書について、報告するものです。

報告事項(4)

市立小・中学校通学路の安全対策について

・市立小・中学校通学路の安全対策について、報告するものです。

報告事項(5)

いじめメール相談の現状について

・いじめメール相談の現状について、報告するものです。

報告事項(6)

習志野市電子図書館の利用状況等について

・習志野市電子図書館の利用状況等について、報告するものです。

議案第22号【非公開予定】

令和4年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について

・習志野市教育委員会顕彰規程第6条第1項の規定により、令和4年度表彰状を授与するものを決定するものです。

報告事項(1)

令和4年度学校基本調査の結果について

令和4年度学校基本調査の結果について、別紙のとおり報告する。

令和4年6月22日報告

習志野市教育委員会

教育長 小熊 隆

1.市立園・学校種別 園児・児童・生徒数、学級数及び教職員数の対前年度比較

		令和3年度		令和4年度		増減	
		学級	人数	学級	人数	学級	人数
学級数・園児数・児童数・生徒数	幼稚園	13	217	12	173	-1	-44
	こども園	31	646	30	650	-1	4
	小学校	344	9,084	348	9,097	4	13
	中学校	142	4,063	146	4,112	4	49
	習志野高校	24	953	24	951	0	-2
	計	554	14,963	560	14,983	6	20
教職員数	幼稚園	-	25	-	24	-	-1
	こども園	-	51	-	50	-	-1
	小学校	-	592	-	628	-	36
	(うち教諭等)	-	(485)	-	(518)	-	(33)
	(主幹教諭)	-	(3)	-	(4)	-	(1)
	中学校	-	289	-	304	-	15
	(うち教諭等)	-	(243)	-	(256)	-	(13)
	(主幹教諭)	-	(3)	-	(3)	-	(0)
	習志野高校	-	77	-	76	-	-1
	(主幹教諭)	-	(1)	-	(1)	-	0
	計	-	1,034	-	1,082	-	48

○小・中学校の「(うち教諭等)」は、5(1)小・中学校教職員数の表のうち、教諭、養護教諭、栄養教諭、再任用短時間勤務教員、会計年度任用講師の人数の合計を示す。

○学校基本調査では、市費負担事務職員数は含まないが、本市では各小・中学校に1名配置されており、上記の小・中学校の教職員数に含めて示している。

2.園児・児童・生徒数及び学級数の対前年度比較(上段:学級数 下段:園児・児童・生徒数)

幼稚園

区分\年度	令和3年度	令和4年度	増減
谷津	3	2	-1
	68	56	-12
津田沼	2	2	0
	27	24	-3
屋敷	2	2	0
	25	23	-2
藤崎	2	2	0
	37	29	-8
大久保東	2	2	0
	17	15	-2
向山	2	2	0
	43	26	-17
計	13	12	-1
	217	173	-44

こども園

区分\年度	令和3年度	令和4年度	増減
東習志野	7	6	-1
	157	155	-2
杉の子	6	6	0
	108	111	3
袖ヶ浦	7	7	0
	160	160	0
大久保	7	7	0
	145	152	7
新習志野	4	4	0
	76	72	-4
計	31	30	-1
	646	650	4

小学校

区分\年度	令和3年度	令和4年度	増減
津田沼	23	24	1
	661	637	-24
大久保	28	28	0
	800	770	-30
谷津	43	44	1
	1,272	1,309	37
鷺沼	27	28	1
	767	745	-22
実籾	16	16	0
	344	333	-11
大久保東	16	16	0
	432	427	-5
袖ヶ浦西	11	11	0
	198	193	-5
東習志野	29	28	-1
	864	861	-3
袖ヶ浦東	11	12	1
	265	267	2
屋敷	29	30	1
	796	789	-7
藤崎	22	22	0
	602	570	-32
実花	25	23	-2
	658	652	-6
向山	13	13	0
	273	296	23
秋津	12	12	0
	233	237	4
香澄	13	12	-1
	215	218	3
谷津南	26	29	3
	704	793	89
計	344	348	4
	9,084	9,097	13

中学校

区分\年度	令和3年度	令和4年度	増減
一中	22	24	2
	661	697	36
二中	24	24	0
	666	661	-5
三中	15	14	-1
	357	348	-9
四中	26	27	1
	819	824	5
五中	24	25	1
	701	698	-3
六中	16	19	3
	483	533	50
七中	15	13	-2
	376	351	-25
計	142	146	4
	4,063	4,112	49

習志野高校

区分\年度	令和3年度	令和4年度	増減
普通科	18	18	0
	714	712	-2
商業科	6	6	0
	239	239	0
計	24	24	0
	953	951	-2

3.各校、園学年別児童・生徒・園児数

令和4年5月1日現在

学校・園名	全学級数	人数			1年		2年		3年		4年		5年		6年	
		男	女	計	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数
津田沼小	24 (3/2)	320	317	637 (17/15)	3	97 (1/1)	4	123 (3/6)	3	99 (4/4)	3	101 (4/1)	3	113 (3/1)	3	104 (2/2)
大久保小	28 (2/3)	422	348	770 (9/18)	4	117 (4/4)	4	125 (0/1)	4	142 (1/7)	3	112 (1/2)	4	143 (1/3)	4	131 (2/1)
谷津小	44 (2/3)	648	661	1,309 (14/21)	7	224 (3/4)	8	258 (2/5)	6	210 (4/2)	6	202 (3/5)	6	220 (0/4)	6	195 (2/1)
鷺沼小	28 (2/2)	379	366	745 (9/14)	4	122 (3/2)	4	114 (0/1)	4	115 (0/5)	4	153 (3/4)	4	123 (1/2)	4	118 (2/0)
実籾小	16 (3/1)	154	179	333 (22/7)	2	58 (4/0)	2	51 (5/2)	2	54 (2/2)	2	43 (3/2)	2	64 (6/1)	2	63 (2/0)
大久保東小	16 (3/3)	208	219	427 (18)	3	77 (3)	2	68 (0)	2	72 (5)	2	64 (2)	2	73 (5)	2	73 (3)
袖ヶ浦西小	11 (2/2)	98	95	193 (15/9)	1	33 (2/1)	1	28 (0/2)	2	37 (4/0)	1	32 (3/3)	1	31 (5/3)	1	32 (1/0)
東習志野小	28 (3/3)	444	417	861 (20)	4	132 (3)	4	115 (2)	4	144 (4)	4	155 (4)	4	152 (5)	5	163 (2)
袖ヶ浦東小	12 (2/2)	149	118	267 (12)	1	35 (0)	2	46 (6)	1	35 (1)	2	58 (3)	2	41 (2)	2	52 (0)
屋敷小	30 (2/4)	404	385	789 (10/25)	4	139 (1/4)	4	121 (1/1)	4	131 (2/4)	4	134 (2/6)	4	126 (3/8)	4	138 (1/2)
藤崎小	22 (4/4)	279	291	570 (26)	3	92 (7)	3	88 (1)	3	77 (3)	3	99 (4)	3	113 (8)	3	101 (3)
実花小	23 (3/3)	343	309	652 (20)	3	102 (0)	4	119 (3)	3	105 (2)	3	112 (4)	4	126 (5)	3	88 (6)
向山小	13 (1/1)	144	152	296 (8)	2	61 (2)	2	40 (1)	2	53 (0)	2	48 (2)	2	47 (1)	2	47 (2)
秋津小	12 (2/2)	117	120	237 (12)	2	41 (1)	2	43 (2)	1	33 (1)	2	42 (3)	2	46 (3)	1	32 (2)
香澄小	12 (1/2)	120	98	218 (1/9)	2	36 (0/0)	2	42 (0/0)	2	39 (0/0)	1	26 (0/4)	1	40 (1/3)	1	35 (0/2)
谷津南小	29 (4/4)	412	381	793 (26)	6	179 (2)	5	155 (8)	5	148 (5)	3	112 (7)	3	112 (2)	3	87 (2)
計	348 (58)	4,641	4,456	9,097 (357)	51	1,545 (52)	53	1,536 (52)	48	1,494 (62)	45	1,493 (75)	47	1,570 (76)	46	1,459 (40)
一中	24 (1/3)	367	330	697 (3/18)	7	246 (2/3)	7	244 (0/9)	6	207 (1/6)	()内は、特別支援学級数・人数で内数					
二中	24 (2/4)	358	303	661 (15/29)	6	216 (5/9)	6	212 (5/6)	6	233 (5/14)						
三中	14 (2/1)	180	168	348 (10/3)	4	117 (4/0)	4	120 (2/1)	3	111 (4/2)						
四中	27 (1/3)	419	405	824 (7/20)	8	274 (5/4)	8	276 (0/4)	7	274 (2/12)						
五中	25 (2/4)	360	338	698 (10/26)	7	243 (4/8)	6	237 (5/11)	6	218 (1/7)						
六中	19 (1/2)	271	262	533 (5/12)	6	185 (3/2)	5	161 (0/4)	5	187 (2/6)						
七中	13 (3/3)	172	179	351 (17)	3	104 (2)	3	116 (4)	4	131 (11)						
計	146 (29)	2,127	1,985	4,112 (175)	41	1,385 (51)	39	1,366 (51)	37	1,361 (73)						
習志野高校 普通科	18	392	320	712	6	240	6	237	6	235						
習志野高校 商業科	6	153	86	239	2	80	2	79	2	80						
計	24	545	406	951	8	320	8	316	8	315						
谷津幼	2	29	27	56	※幼稚園		1	30	1	26						
津田沼幼	2	11	13	24	2年の欄は年少		1	10	1	14						
屋敷幼	2	14	9	23	3年の欄は年長		1	14	1	9						
藤崎幼	2	16	13	29	※こども園		1	14	1	15						
大久保東幼	2	6	9	15	1年の欄は3歳		1	6	1	9						
向山幼	2	15	11	26	2年の欄は4歳(年少)		1	7	1	19						
計	12	91	82	173	3年の欄は5歳(年長)		6	81	6	92						
東習志野こども園	6	86	69	155	2	51	2	51	2	53						
杉の子こども園	6	58	53	111	2	33	2	43	2	35						
袖ヶ浦こども園	7	80	80	160	2	45	2	46	3	69						
大久保こども園	7	79	73	152	3	53	2	52	2	47						
新習志野こども園	4	40	32	72	2	19	1	23	1	30						
計	30	343	307	650	11	201	9	215	10	234						

校名\区分	知的	自閉症・情緒
津田沼小	○上段	○下段
大久保小	○上段	○下段
谷津小	○上段	○下段
鷺沼小	○上段	○下段
実籾小	○上段	○下段
大久保東小		○
袖ヶ浦西小	○上段	○下段
東習志野小		○
袖ヶ浦東小		○
屋敷小	○上段	○下段
藤崎小		○
実花小		○
向山小		○
秋津小		○
香澄小	○上段	○下段
谷津南小		○
一中	○上段	○下段
二中	○上段	○下段
三中	○上段	○下段
四中	○上段	○下段
五中	○上段	○下段
六中	○上段	○下段
七中		○

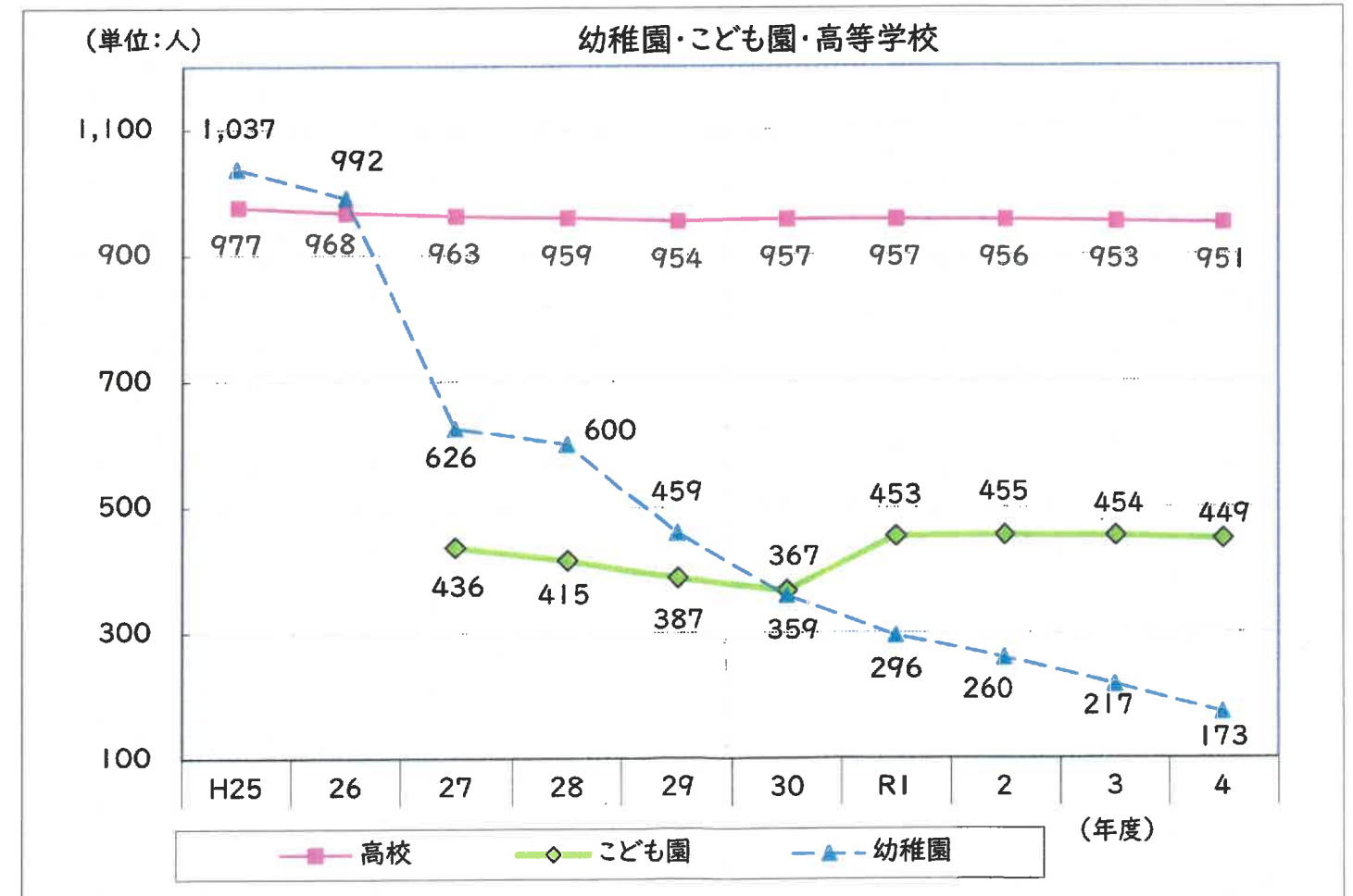
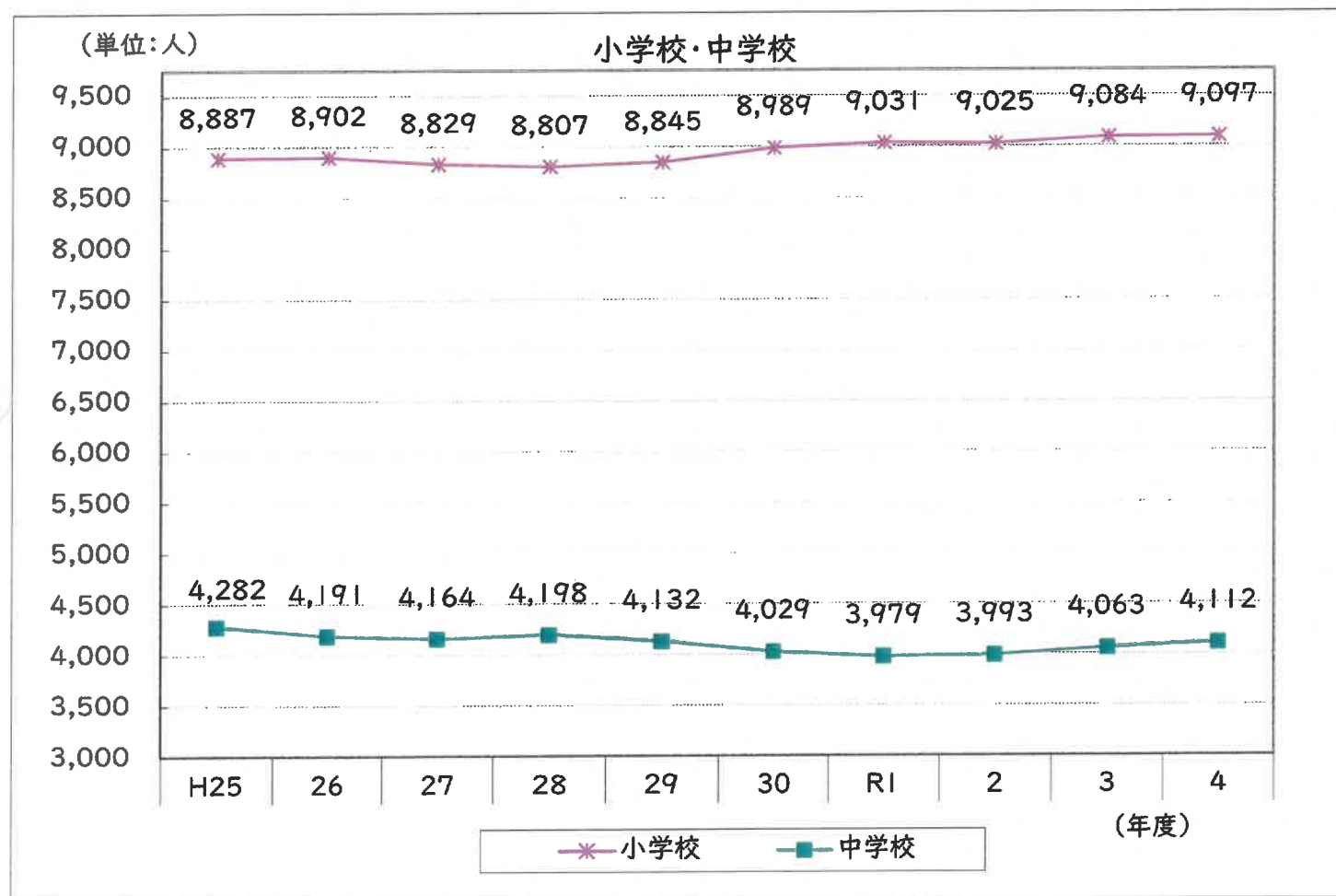
4.市立園・学校 年度別園児・児童・生徒数の推移

各年度5月1日現在（単位：人）

年度 園・校	H25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4
幼稚園	1,037	992	626	600	459	359	296	260	217	173
(園数)		(14園)	(11園)	(11園)	(9園)	(9園)	(6園)	(6園)	(6園)	(6園)
こども園			436	415	387	367	453	455	454	449
うち短時間児	-	-	281	255	220	211	244	222	223	211
(園数)			(3園)	(3園)	(3園)	(3園)	(5園)	(5園)	(5園)	(5園)
小学校 (16校)	8,887	8,902	8,829	8,807	8,845	8,989	9,031	9,025	9,084	9,097
中学校 (7校)	4,282	4,191	4,164	4,198	4,132	4,029	3,979	3,993	4,063	4,112
習志野高校	977	968	963	959	954	957	957	956	953	951

※こども園の上段は1号認定こども(4・5歳短時間保育)と2号認定こども(4・5歳長時間保育)の合計を表す。(幼稚園では年少と年長にあたる)

※こども園の中段は、1号認定こども(4・5歳短時間保育)の園児数を表す。



5.市立園・学校別 教職員数一覧 (令和4年5月1日現在)

(1)小・中学校教職員数

県費負担教職員の()書は会計年度任用職員を示し、外数

市費負担教職員の[]書は2号会計年度任用職員を示し、外数
市費負担教職員の< >書は1号会計年度任用職員を示し、外数

区分 学校名	県 費 負 担 教 職 員																		市 費 負 担 教 職 員										学校医	学校歯科医	学校薬剤師																
	校長		教頭		主幹教諭		教諭		再任用短時間		養護教諭		栄養教諭		講師		事務職員		栄養職員		合計		事務職員		栄養職員		教育業務支援員					調理員		用務員		合計											
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	女	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女				男	女	男	女	男	女	計									
津田沼小	1	1			1	12	13		1	1	1	1		3	(2)		1		14	(0)	22	(2)	36	(2)	<1>						[1]	0	<0>	[0]	0	<1>	[1]	0	<1>	[1]	5	3	1				
大久保小	1	1				13	18		1	1	1	1	(2)	2		1	1		17	(2)	24	(0)	41	(2)	<1>			5	<1>	2	1		6	<1>	[0]	2	<1>	[0]	8	<2>	[0]	5	3	1			
谷津小	1	2				20	27		1	2	2	1	(2)	6		2			24	(2)	40	(0)	64	(2)	<1>					[1]		0	<0>	[1]	0	<1>	[0]	0	<1>	[1]	7	5	1				
鷺沼小	1				1	14	17		2	1			2	(1)			1		17	(1)	22	(0)	39	(1)	<1>					1		1	<0>	[0]	0	<1>	[0]	1	<1>	[0]	5	3	1				
実籾小	1				1	5	12		1	2	1		1	(2)	2	(1)	1	1		9	(2)	20	(1)	29	(3)	<1>					1		1	<0>	[0]	0	<1>	[0]	1	<1>	[0]	4	2	1			
大久保東小	1	1				6	13		1	1	1	1		2	(2)		1		8	(0)	20	(2)	28	(2)	<1>	<1>	3	<1>	2	[1]		3	<1>	[1]	2	<2>	[0]	5	<3>	[1]	4	2	1				
袖ヶ浦西小	1				1	5	8		1	1	1	1		2			1		8	(0)	14	(0)	22	(0)	<1>					[1]		0	<0>	[1]	0	<1>	[0]	0	<1>	[1]	3	1	1				
東習志野小	1	1				19	15		1	2			2	(2)	4	(1)		1		23	(2)	23	(1)	46	(3)	<1>					1		1	<0>	[0]	0	<1>	[0]	1	<1>	[0]	5	4	1			
袖ヶ浦東小	1				1	4	12		1	1	1		(1)	1			1		6	(1)	17	(0)	23	(1)	<1>					[1]		0	<0>	[1]	0	<1>	[0]	0	<1>	[1]	3	1	1				
屋敷小	1	1				15	17		3	1	1			5	(2)	1	1		21	(0)	25	(2)	46	(2)	<1>					[1]		0	<0>	[1]	0	<1>	[0]	0	<1>	[1]	5	3	1				
藤崎小	1				1	9	14		1	1	1			1			2		10	(0)	22	(0)	32	(0)	<1>					2		2	<0>	[0]	0	<1>	[0]	2	<1>	[0]	4	3	1				
実花小	1				1	11	16				1	1		1	(2)		1		13	(0)	20	(2)	33	(2)	<1>					1		1	<0>	[0]	0	<1>	[0]	1	<1>	[0]	5	3	1				
向山小	1	1			1	6	10		1	1			1	(2)		1			8	(0)	15	(2)	23	(2)	<1>					[1]		0	<0>	[1]	0	<1>	[0]	0	<1>	[1]	3	1	1				
秋津小	1				1	6	6		1	2			2	(2)	2		1		10	(2)	12	(0)	22	(2)	<1>	1	<1>			[1]		0	<0>	[1]	1	<2>	[0]	1	<2>	[1]	3	1	1				
香澄小	1	1				6	8		1	2	1		1	(2)	1				10	(0)	12	(2)	22	(2)	<1>	1				1		1	<0>	[0]	1	<1>	[0]	2	<1>	[0]	3	1	1				
谷津南小	1	1				15	17		1	1			2	(2)	3		2		19	(2)	24	(0)	43	(2)	<1>					[1]		0	<0>	[1]	0	<1>	[0]	0	<1>	[1]	5	3	1				
計	9	7	10	7	2	2	166	223	10	15	19	7	15	(14)	35	(14)	5	16	1	217	(14)	332	(14)	549	(28)	<16>	2	<2>	8	<2>	4	8	[8]	0	[1]	16	<2>	[8]	6	<18>	[1]	22	<20>	[9]	69	39	16
第一中	1	1				22	11		1		1		4	(1)		1			30	(1)	12	(0)	42	(1)	<1>	1				1		1	<0>	[0]	1	<1>	[0]	2	<1>	[0]	5	3	1				
第二中	1	1			1	18	10		2		1		5	(1)	3		2		28	(1)	16	(0)	44	(1)	<1>	1				[1]		0	<0>	[1]	1	<1>	[0]	1	<1>	[1]	5	3	1				
第三中	1	1				15	5				1	1	1	(1)	1		1		18	(1)	9	(0)	27	(1)	<1>		<1>			1		1	<0>	[0]	0	<2>	[0]	1	<2>	[0]	4	2	1				
第四中	1	1				19	20		2		2		4		1	(2)	1	1		28	(0)	24	(2)	52	(2)	<1>	1				1		1	<0>	[0]	1	<1>	[0]	2	<1>	[0]	5	3	1			
第五中	1				1	20	15		2		1	1	3		(1)	1	1		28	(0)	19	(1)	47	(1)	<1>					[1]		0	<0>	[1]	0	<1>	[0]	0	<1>	[1]	5	3	1				
第六中	1	1				12	16		2		1		2	(2)			2		17	(2)	20	(0)	37	(2)	<1>	1	[1]			[1]		0	<0>	[1]	1	<1>	[1]	1	<1>	[2]	4	2	1				
第七中	1	1			1	9	10				1	1	2				1		14	(0)	13	(0)	27	(0)	<1>					[1]		0	<0>	[1]	0	<1>	[0]	0	<1>	[1]	4	2	1				
計	6	1	6	1	3	0	115	87	9	0	8	3	21	(5)	5	(3)	3	8	0	163	(5)	113	(3)	276	(8)	<7>	4	[1]	<1>	0	0	3	[4]	0	[0]	3	<0>	[4]	4	<8>	[1]	7	<8>	[5]	32	18	7

・教頭、養護教諭、事務職員(県費)は児童生徒数や学級数によって複数配置される場合がある。
 ・主幹教諭、栄養教諭は学校に置くことができる職員のため、全ての学校に配置されるものではない。(管理規則第3条第2項)
 ・講師の数に事務職員(県費)、栄養教諭、養護教諭、栄養職員の講師は含まない。

(2) 幼稚園・こども園教職員数(令和4年5月1日 現在)

区分 園名	園長		教頭		教諭		合計			学校 医	学校 歯科 医	学校 薬剤 師
	男	女	男	女	男	女	男	女	計			
谷津幼		1		1		2	0	4	4	2	1	1
津田沼幼		1		1		2	0	4	4	2	1	1
屋敷幼		1		1		2	0	4	4	2	1	1
藤崎幼		1		1		2	0	4	4	2	1	1
大久保東幼		1		1		2	0	4	4	2	1	1
向山幼		1		1		2	0	4	4	2	1	1
計		6		6	0	12	0	24	24	12	6	6
東習志野こども園		1		2		8		11	11	2	1	1
杉の子こども園		1		2	1	6	1	9	10	2	1	1
袖ヶ浦こども園		1		2		9		12	12	2	1	1
大久保こども園		1		2	1	7	1	10	11	2	1	1
新習志野こども園		1		1		4		6	6	2	1	1
計		5		9	2	34	2	48	50	10	5	5

※ こども園は3歳児、4歳児、5歳児学級の担任を記載

(3) 習志野高校教職員数(令和4年5月1日 現在)

()は再任用短時間職員 又は 会計年度職員 外数
[]は臨時的任用講師で外数

区分 課程	校教 長頭		主幹 教諭		教諭	養護 教諭	講師		実習 助手	事務 職員		用務 員		合計			学校 医	学校 歯科 医	学校 薬剤 師				
	男	女	男	女			男	女		男	女	男	女	男	女	男				女	計		
全日制	1	2	1	0	36	17	1	[4](2)	[1](2)	[1]	3(1)	1(1)	(1)	(1)	43	4	19	[2](4)	62	[6](8)	6	3	1

報告事項(2)

新型コロナウイルス感染症への対応に係る学校運営について

新型コロナウイルス感染症への対応に係る学校運営について、別紙のとおり報告する。

令和4年6月22日報告

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

新型コロナウイルス感染症への対応に係る学校運営について —学校生活における児童生徒のマスク着用の考え方について—

1 マスク着脱についての考え方

(1) 国・県からのマスク着脱についての文書

- ・「学校における感染対策ガイドライン」の改訂について
- ・学校生活における児童生徒等のマスクの着用について
- ・マスクの着用に関するリーフレットについて

(2) 習志野市のマスク着脱についての考え方

令和4年5月28日付けで「習志野版新しいルール【マスクの着脱】」を作成

2 「学校の新しい生活様式(令和4年4月20日版)」及び「学校における段階的な制限緩和」より(抜粋)

(1) マスクの着脱についての考え方

	身体的距離が確保できる		身体的距離が確保できない	
	屋内	屋外	屋内	屋外
会話を行う	マスク着用	不要	マスク着用	マスク着用
会話をほとんど行わない	不要	不要	マスク着用	不要

[マスクの必要がない場合の場面の例] 登下校・体育の授業・運動部活動

(2) 各教科活動の充実

- ・主体的・対話的で深い学びのためのグループ活動、班での話し合い及びペアワーク等の活動
- ・マスクを着用し、実施前後の手洗いを徹底した上での調理実習
- ・十分な間隔(前後は最低2m)を空けて、児童生徒が向かい合わない配置をした上での、室内での合唱等

(3) 給食における対面での黙食

- ・学校の状況、発達段階に応じて、座席配置を工夫した上で、対面での給食を実施する。
- ・会話は食事後にマスクを着用して行う。

(4) 運動会・体育祭における教育活動の緩和について

- ・できる限り通常の運動会・体育祭に戻していけるように、これまで以上に多様な種目を実施する。
- ・応援合戦は、応援団と応援席が2m以上の距離をとるか、反対側を向くようにする。
- ・競技中はマスク着用の必要はないが、応援席や競技を待っている間は、マスクを着用するなどメリハリのある感染対策をする。
- ・暑さ指数(WBGT)が高い場合は、十分な感染症対策を講じた上でマスクを外す時間を設ける等の工夫をする。

3 令和4年度 運動会・体育祭の様子

パワーポイント参照

4 熊谷県知事 谷津小学校視察の様子

令和4年5月30日(月)実施 授業及び給食の様子を視察

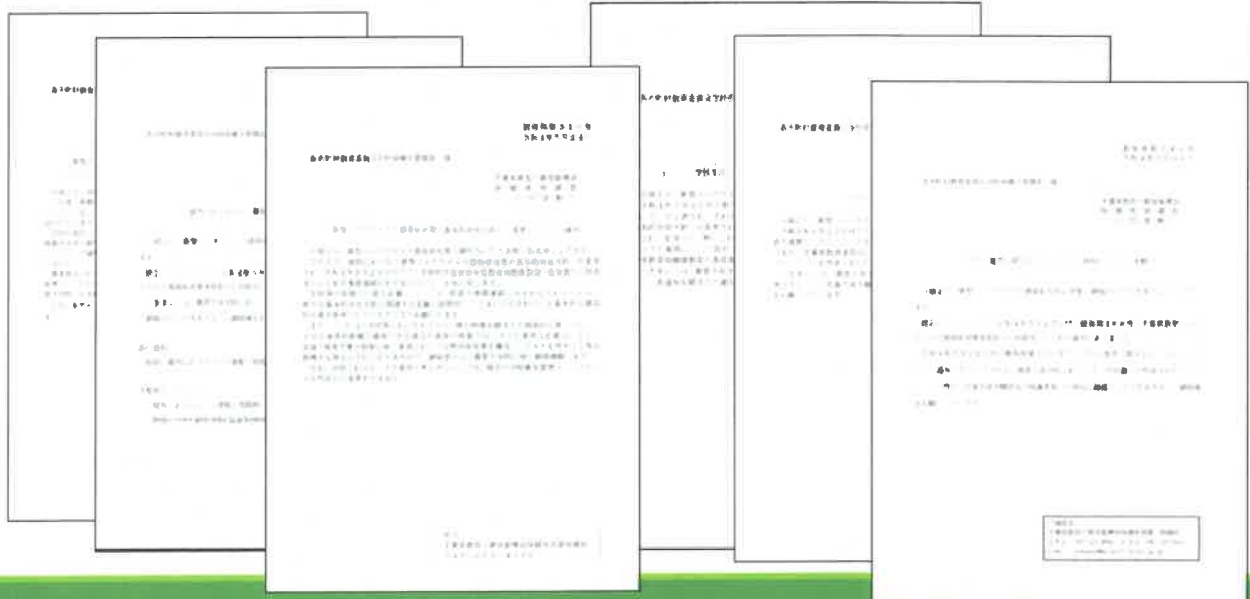
パワーポイント及び新聞記事参照

新型コロナウイルス感染症への 対応に係る学校運営について

－学校生活における児童生徒の
マスク着用の考え方について－

習志野市教育委員会

マスク着脱についての考え方



マスク着脱についての考え方

屋外・屋内でのマスク着用について

Q1 マスク着用が求められる場面は、人と人の距離が確保できない場面です。
 Q2 人と人の距離が確保できない場面は、人と人の距離が確保できない場面です。
 Q3 人と人の距離が確保できない場面は、人と人の距離が確保できない場面です。

【屋外】

人と人の距離が確保できる場面
 人と人の距離が確保できない場面

【屋内】

人と人の距離が確保できる場面
 人と人の距離が確保できない場面

高齢の方と会う時や病院に行く時は、マスクを着用しましょう。

就学児について

(小)学校から高校段階)

屋外

- 人と人の距離が確保できる場合
- 人と人の距離が確保できなくても、会話をほとんど行わないような場合

屋内

- 人と人の距離が確保でき、会話をほとんど行わないような場合
- 人と人の距離が確保でき、会話をほとんど行わないような場合

学校生活

屋外の運動場等に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業や運動会活動、登下校の際もマスクを着用し、人と人の距離が確保できない場面は、人と人の距離が確保できない場面です。

高齢の方と会う時や病院に行く時は、マスクを着用しましょう。

就学前児について

保育園・認定こども園・幼稚園等の

2歳未満
 マスクの着用は推奨しません。

2歳以上の就学前の子ども
 無症状で発熱に気が付かず、マスク着用を一緒に実施してほしいです。マスクを着用する場合は、保育園や河川の大人が子どもの体調に十分注意した上で着用しましょう。

マスク着脱についての考え方

習志野市

【マスクの着脱】

習志野版あたらしいルール

☆マスクの主な目的は「人にうつさない」こと

※基本的な感染対策として、**マスクの着用は引き続き重要**で、その位置づけは再ら変更するものではありません。

なるべくはずす

- 熱中症のリスクが高い時
- 2歳未満の乳幼児
- ※状況の変化に備え、マスクを携帯してください

はずしても良い

- 屋外で人と人の距離を2m以上確保できる時
- 屋外で会話がないうち
- ※その場の状況を確認してください
- ※状況の変化に備え、マスクを携帯してください

着用

- 人と人の距離を2m以上確保できない
- 会話をする
- 風邪症状がある
- 病院など医療施設に行くとき

マスクを着用できない人もいます。風通しの良い場所で人と人接触を避けつつ過ごすことが大切です。正しい知識と情報をもとに行動しましょう。

学校における段階的な制限緩和より

【マスクの着脱 についての 考え方】

学校でマスクはどんな時に外していいの？
—学校の各場面におけるマスクの取扱い—

千葉県教育委員会

	身体的距離が確保できる場合 (※2m以上を目安)		身体的距離が確保できない場合	
	屋内	屋外	屋内	屋外
会話を 行う場合	着用	不要	着用	着用
会話を ほとんど 行わない場合	不要	不要	着用	不要

★ 熱中症リスクが高い夏場においては、熱中症の対策を優先し、マスクを外すことを推奨します。
(注) マスクの着用を希望する場合におけるマスクの着用を否定するものではありません。
※1 十分な換気など感染防止対策を講じている場合は外すことも可

マスクの必要がない場面の例

- ・登下校
- ・体育の授業
- ・運動部活動

※1 公共交通機関を利用する場合には、マスクを着用するなどの感染対策が必要です。
※2 部活動については、部室や更衣室の利用時、飲食や集団での移動などの際に、クラスターが発生しており、マスク着用など感染対策が必要です。

学校における段階的な制限緩和より

【各教科活動の充実】

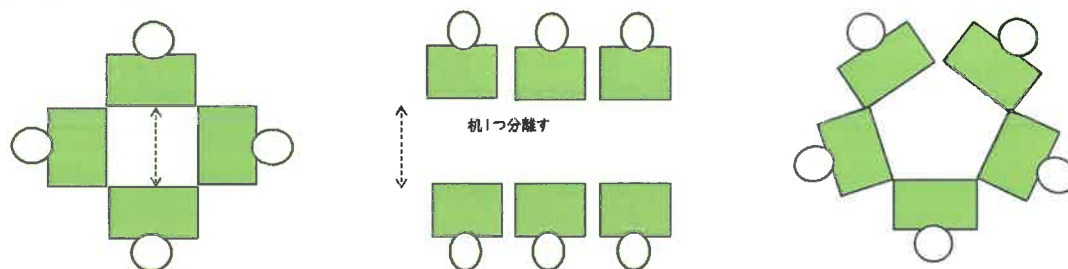
- 基本的な感染症対策を講じた上で、必要な活動は積極的に取り組む。
 - マスクを着用した上でのグループ学習・班での話し合い・ペアワーク等の活動
 - マスク着用・手洗いを徹底した上での調理実習
 - 十分な間隔を空けて、児童生徒が向かい合わない配置での合唱・合奏

学校における段階的な制限緩和

【給食時における対面での黙食】

学校の状況、発達段階に応じて、座席の配置の工夫した上で、対面での給食を実施する。会話は食事後にマスクを着用して行う。

【座席配置例】



【運動会・体育祭における教育活動の緩和について】 (抜粋)

- できる限り通常の運動会・体育祭に戻していけるように、これまで以上に多様な種目を実施する。
- 応援合戦は、応援団と応援席が2 m以上の距離をとるか、反対側を向くようにする。
- 競技中はマスク着用の必要はないが、応援席や競技を待っている間はマスクを着用するなど、メリハリのある感染症対策をする。
- 暑さ指数（WBGT）が高い場合は、十分な感染症対策を講じた上で、マスクを外す時間を設ける等の工夫をする。

令和4年度 運動会・体育祭の様子



令和4年度 運動会・体育祭の様子



谷津小学校 県知事視察の様子



谷津小学校 県知事視察の様子

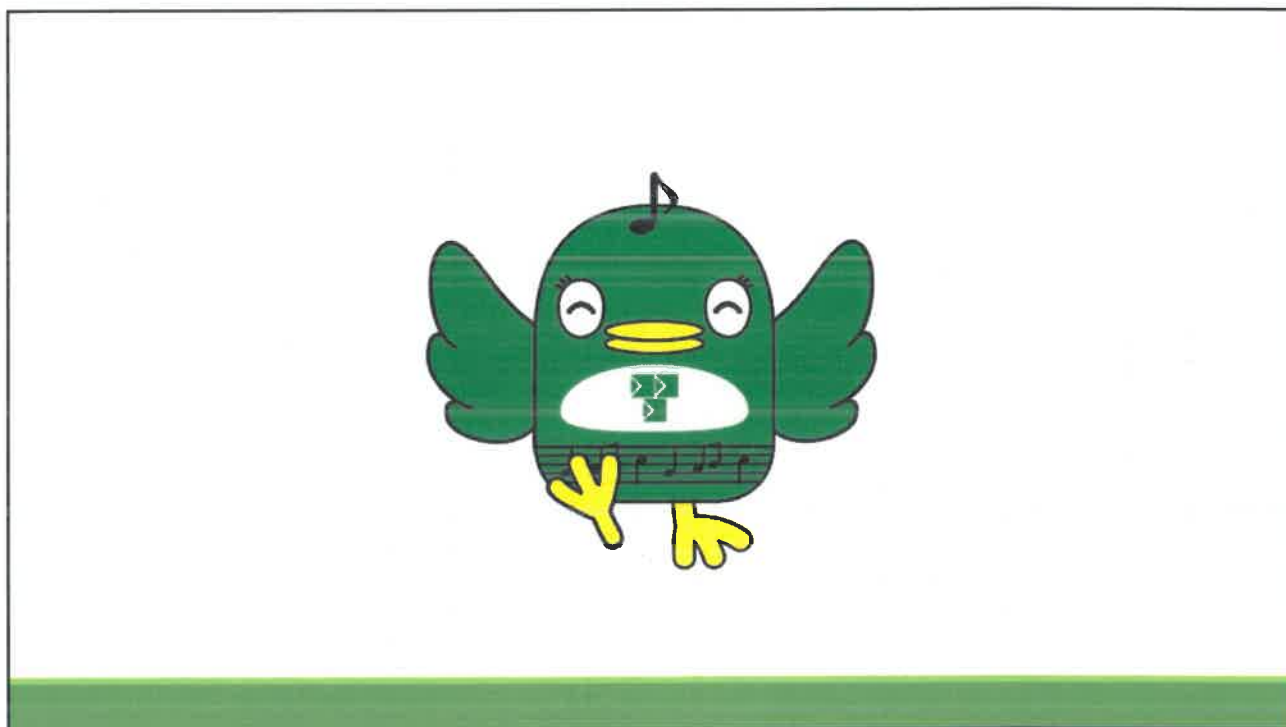


谷津小学校 県知事視察の様子



谷津小学校 県知事視察の様子





知事 小学校視察

コロナ対策 制限緩和



給食の時間を視察する熊谷知事 (30日、習志野市で)

熊谷知事は30日、習志野市立谷津小学校を訪問し、学校現場での新型コロナウイルス対策の制限緩和の様子を視察した。熊谷知事は、5年生の児童が英語の授業で2人1組で会話をしている様子や、4年生が音楽の授業でリコーダーを演奏する様子を確認。給食の時間には、きんこ揚げパンやサラダを対面

で黙食する様子にうなずいていた。県は4月14日、県内の小中学校で、グループ学習や楽器の演奏、会話なしの対面給食を可能とする方針を打ち出した。これを受け、同校は、クラス全員での楽器の演奏や、月に1度、任意で対面給食を実施するなど、制限緩和に取り組んでいる。視察後、熊谷知事は「必要以上に諦めていた学校活動を、一歩ずつ取り戻している」と述べた。

学校での制限緩和 必要性を再び強調 知事、習志野の小学校視察



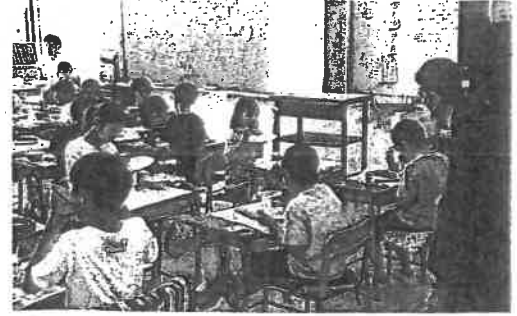
4年生の給食の様子を視察する熊谷知事 (右から2人目) 習志野市の谷津小学校

教育現場のコロナ禍での制限の緩和を打ち出した熊谷知事は30日、習志野市谷津5丁目の同市立谷津小学校(井上聡子校長)を視察した。制限緩和を始めた同校の授業や給食の様子を見て、改めて緩和の必要性を強調した。熊谷知事は4月、学校行事、部活動、給食・昼食、授業の4項目で、過度な行動制限を見直す方針を公表。これを受けて同市では見直しを実施していた。熊谷知事は同校で高本泰介・習志野市長らとまず5年生の英語の授業を視察。

児童はマスクをつけながらも体を動かし、楽しみながら授業を受けていた。音楽の授業では、4年生がこれまで使ったことを控えていたリコーダーを演奏した。また、同校では給食の際に4年生以上を対象に対面給食の日を設定。この日は4年3組が今年度初となる全員対面で食した。視察後、熊谷知事は「必要以上に諦めていた学校活

動を着実に取り戻している。エビデンス(証拠)も加えて保護者や教員がさらに踏み出せるよう県として役割を果たしたい」と述べた。井上校長は「児童の表情や状況をみながら次のステップに進んでいきたい」としている。(佐々木健)

給食の時間に児童が対面で黙食する様子を見学する熊谷知事(右) 習志野市で

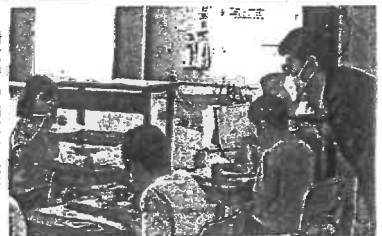


学校の制限緩和と視察 知事、対面の学習や黙食

5年生が外国語(英語)の時間に向き合っている様子。熊谷知事は「黙食」に取り組んだ。県教委は4月、教育活動を必要以上に自粛せず、できる限り実施することを希望しているとの方針を示し、対面でのグループ学習や給食などを可能とする通知を出した。また、マスクをせずに向かい合って食事をとることに

は抵抗感を示す市町村向かい合って座り、会話をしながら食事をとる。熊谷知事は視察後、「一歩踏み出した様子を見てうれしかった」と話した。(石川勝義)

コロナ対策緩和を視察 知事、習志野の小学校訪問



対面での給食を視察する熊谷知事(右) 習志野市の谷津小学校(前島沙紀撮影)

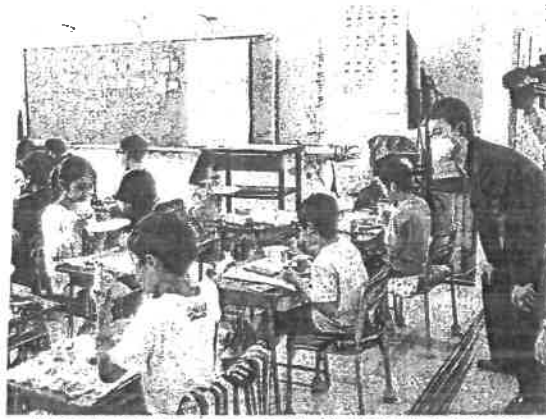
熊谷知事は30日、学校での新型コロナウイルス対策の制限緩和の状況を視察するため、習志野市の市立谷津小学校を訪れた。同小では5月から月に1度、対面での給食を実施。4年生以上のクラスで黙食や換気などを徹底している。対面での給食にするかどうかは児童や保護者が選択できる。音楽の授業でも、指を動かすだけにするなどしていたリコーダーをクラス全員で合奏している。県教委は子供たちの学習機会を確保するため、学校現場での制限緩和を進めており、熊谷知事は「今まで必要以上に諦めていた学校活動を着実に取り戻している」と確認を促すつもりで話した。

習志野・谷津小

知事、対面給食を視察

コロナ制限緩和へ試行

熊谷俊人知事は30日、学校現場の新型コロナウイルス対策の制限緩和状況の視察で習志野市立谷津小（井上聡子校長）を訪れ、児童が自席で前を向く黙食を対面方式に試行緩和した給食の様子を確認した。マスクの上からのフェースシールド装着をやめた英会話練習など、授業も見学。「必要以上に諦めていた活動を、一歩ずつ取り戻しているのを確認できた」と強調した。



机の間隔を空けて工夫した対面方式での給食の様子を視察する熊谷知事（右）＝30日、習志野市立谷津小

知事は4月、過度な行動制限は改めるべきとの考えを示し、同月中に県として学校教育活動での段階的な制限緩和方針を公表。給食は「黙食を前提に対面が可能」と打ち出した。

これも踏まえ、習志野市教委は各校判断での緩和を始め、谷津小は今月中旬から4年生以上の各学級で1日ずつ対面給食を試行中。コロナ禍前のように机を寄せ合うのではなく、一定の距離は空ける。食事中に互いの視線や表情は分かり、食へ終わってマスクをすれば会話もOK。保護者の意向を確認し、前を向いて食

べる児童も認めている。入学以来、対面方式で食べたことがない3年生以下での実施は今後検討する。広い音楽室でのリコーダーの集団練習再開や、マスクなしでの運動会練習などの緩和は今年度が対象。約30分間の視察後、熊谷

知事は「一歩踏み出していた」と歓迎し、他市町村の参考例にもなることを指し、一方で「緩和の進め方は「あせる必要はない」とも述べ、保護者らの理解を得ながら科学的な実証を重ねる必要性も説明した。



徐々に再開された対面給食で、主食×メニューの揚げパンを食べる児童ら。習志野市立谷津小学校で

知事、対面給食など視察

習志野の小学校訪問

「活動、着実に取り戻している」

「新型コロナ」

熊谷俊人知事は30日、習志野市立谷津小学校を訪れ、給食時の対面着席の再開など、新型コロナウイルス対策で制限が続いた学校活動を緩和されていく現場を視察した。

熊谷知事は四月十四日、学校給食は「対面での黙食も可能」とするなど県独自の制限緩和の方針を表明し、感染防止対策を固めた上で「一歩踏み出してほし

い」と呼び掛けた。これを受け谷津小は四月下旬から制限を段階的に緩和。さらに、五月二十四日から四、六年生に限り、対面給食の日を一月に一日設けた。

五年生の外国語の授業では、マスクを着用した児童同士が対面で英会話を試みるグループ学習が公開された。四年生の音楽では、コロナ禍の飛沫防止策で指の動きだけ練習してきたリコーダーを実際に吹く授業が

再開し、クラス全体で合奏。黙食の対面給食は机を向かい合わせに配置するが、ぴったり合わせず一定の距離を確保。井上聡子校長は「児童がお互いの表情を見ながら食べることで楽しさや温かさが生まれてくるのでは」と説明した。

視察を終えた熊谷知事は「必要以上に諦めていた学校活動を着実に取り戻していただいている。英語のグループ学習は声に出して「ミニレクレーション」をしたから学ばずという気も起きる」と評した。対面給食は保護者などから慎重な声も一部あり、強制しない点について、「焦る必要はない。理解を得ながら一歩ずつ着実に進んでいくことが大事」と強調した。

(中谷秀樹)

報告事項(3)

鹿野山少年自然の家今後の在り方に係る第三者委員会検討報告書について

鹿野山少年自然の家今後の在り方に係る第三者委員会検討報告書について、別紙のとおり報告する。

令和4年6月22日報告

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

鹿野山少年自然の家今後の在り方に係る第三者委員会

検討報告書

令和4年5月

鹿野山少年自然の家今後の在り方に係る第三者委員会

目 次

1. はじめに	1
2. 習志野市の公共施設における老朽化対策について	1
3. 鹿野山少年自然の家の施設維持に係る選択肢について	3
(1) 選択肢Ⅰ	3
(2) 選択肢Ⅱ	5
(3) 選択肢Ⅲ	7
(4) 選択肢Ⅳ	8
4. 第三者委員会としての方向性	10
5. おわりに	10
6-1 関係資料（鹿野山少年自然の家図面）	12
6-2 関係資料（宿泊自然体験学習の有用性について）	14

1. はじめに

鹿野山少年自然の家は、集団宿泊訓練及び野外活動を通じて少年の情操を豊かにするとともに、健康の増進を図ることを目的として、昭和48年7月に開所し、令和4年度で49年目を迎える。鉄筋コンクリート造4階建ての施設で、1階は事務室や食堂、2階は宿泊室2部屋と体育室、3階、4階はそれぞれ宿泊室が3部屋で構成されている。所庭にはテント場、かまどなどが整備されている。

市内各小学校では4、5、6年生を2泊3日、市内各幼稚園・こども園は1泊2日でセカンドスクール（自然体験学習）を実施している。このセカンドスクールは「豊かな自然環境のもと、集団宿泊学習や野外活動を通して幼児・児童の心身の保持増進を図る」ことを基本方針とした事業であるが、鹿野山少年自然の家の充実した施設によって、実現可能となっている側面がある。

当該施設は、令和2年度策定の習志野市第二次公共建築物再生計画において、令和5年度から長寿命化改修工事が予定されているところであるが、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえると、宿泊施設として引き続き利用していくためには、施設改修に伴う事業費の大幅増加が見込まれる。また現地で勤務する職員を確保する点においても困難となることが予想されている。

このように、費用及び教育効果などの視点から、第二次公共建築物再生計画における鹿野山少年自然の家の長寿命化改修の見直しを図るとともに、鹿野山少年自然の家を切り離して考えることが難しい習志野市における自然体験活動の在り方を検討するため、令和3年8月に「鹿野山少年自然の家の今後の在り方の検討に係る第三者委員会」が設置され、検討を重ねた結果について、検討報告書として取りまとめたところである。

2. 習志野市の公共施設における老朽化対策について

公共施設の未来を考えていくことは、習志野市のみならず、日本全体においても大きな課題となっている。現在の日本は少子超高齢化社会となっている。しかし現在の公共施設等のサイズは人口がピークであった頃が基準となっており、人口の減少が予想される今後においては少し大きなサイズになると考えられる。公共施設は様々な面で生活を便利にしたり、豊かにしたりすることができるが、人口減少に伴い、一人ひとりの負担が増加することが懸念される。

そのようなことが起こらないよう、子どもたちが大人になった時「ちょうどいい」まちを目指し、公共施設の未来について、そして鹿野山少年自然の家の未来について考えていく必要がある。

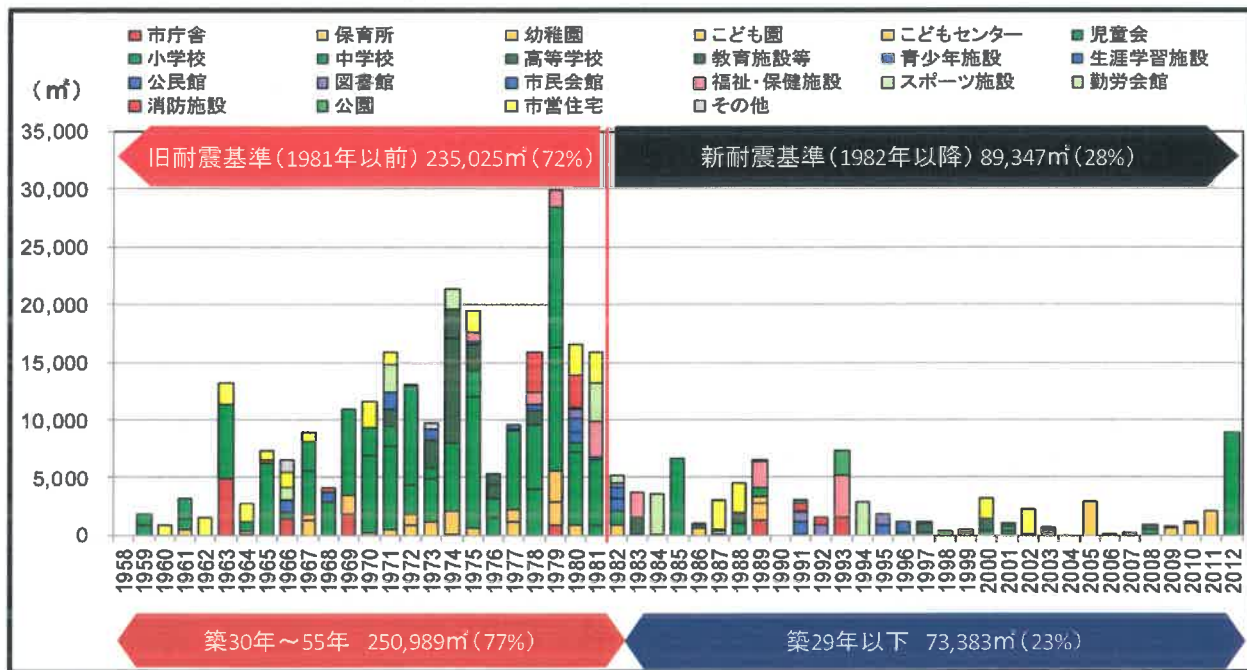
（1）習志野市における基本的な方向性

習志野市の公共建築物再生計画の基本方針は以下の3点である。

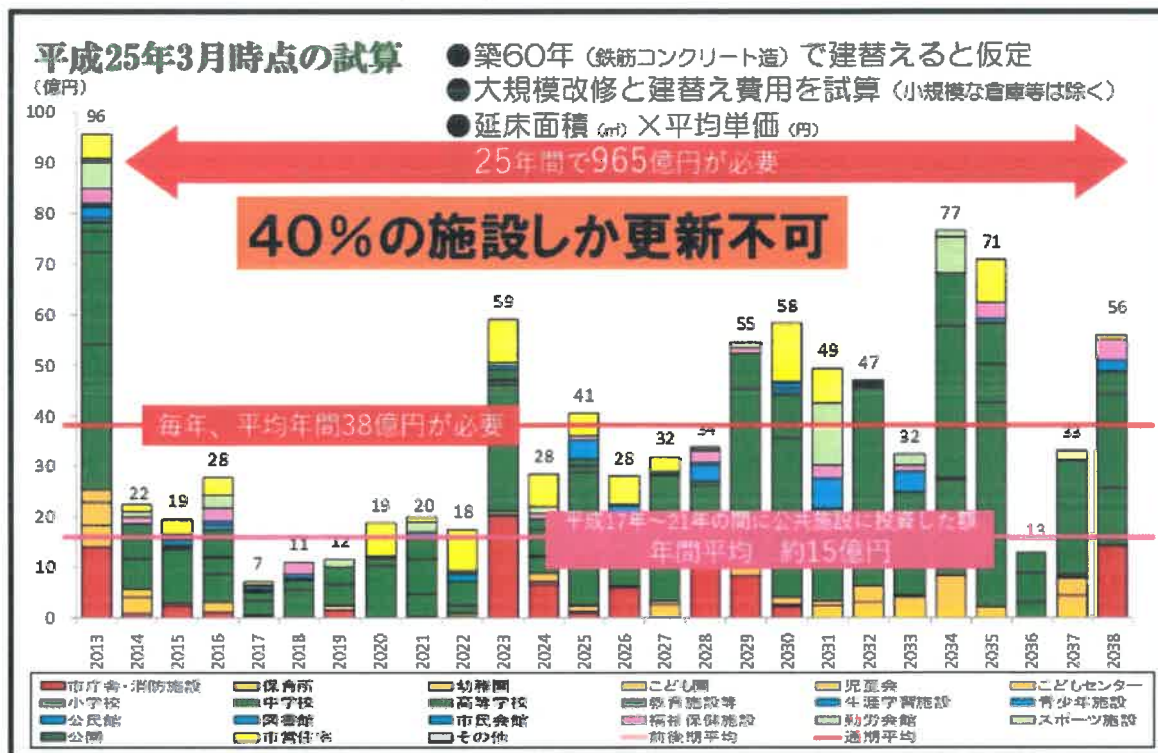
○総量圧縮 ○財源確保 ○長寿命化

施設の老朽化、人口減少・少子高齢化、厳しい財政状況などの現状が続けば、一人ひとりの負担増、財源不足などが生じ、公共施設を適正に維持できなくなる可能性が生じる。そのため「総量圧縮」、「財源確保」、「長寿命化」の3点を手段とし、公共サービスが継続的に提供され、公共施設が適正に維持されることを目指す。

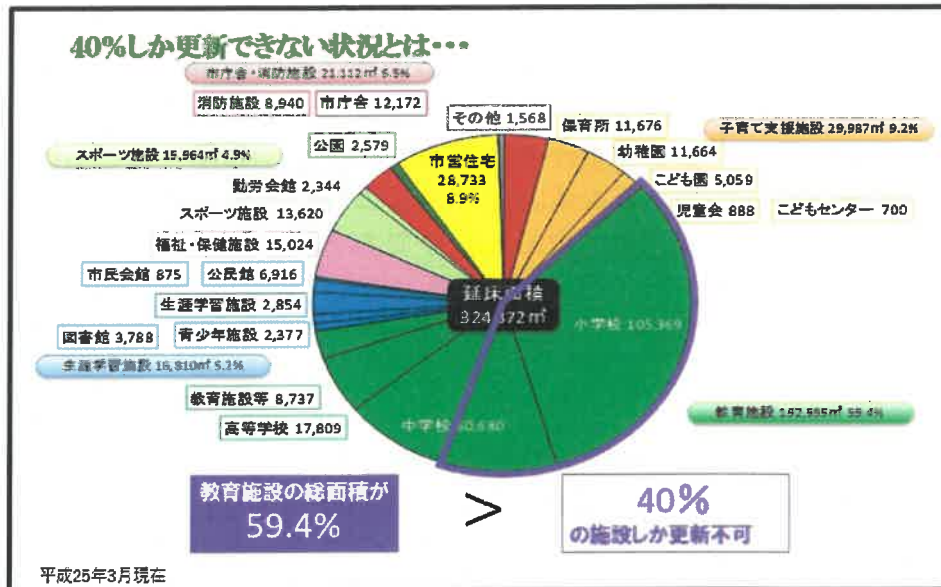
(2) 習志野市の公共施設の現状



上記のグラフは、それぞれの年度に建設された公共施設の延床面積を表したものである。旧耐震基準のものが全体の72%に及び、鹿野山少年自然の家も1973年に建設されたため、旧耐震基準の建物となる。築40～50年ほどの公共施設が多く、一定の時期に多くの施設が長寿命化改修等の対応が必要となる。



習志野市のすべての公共建築物を築60年で建て替えると仮定して試算した結果、25年間で965億円、年間で約38億円が必要となる。しかし平成17年～21年の間に公共施設に投資した額は約15億円であり、建て替えることを想定した試算ではあるが、およそ40%の施設しか更新できていない状況である。



上記の円グラフより、習志野市における公共施設総面積の59.4%は教育施設であり、40%の施設しか更新することができていない現状を鑑みると、教育施設においても「総量圧縮」、「財源確保」、「長寿命化」について検討していく必要がある。

3. 鹿野山少年自然の家の施設維持に係る選択肢について

習志野市の公共施設に関する基本方針を踏まえ、教育委員会から提示された鹿野山少年自然の家の施設維持に係る選択肢について、検討を行った。

(1) 選択肢Ⅰ：宿泊棟、外の環境を含めすべて維持をする。

選択肢Ⅰについては、習志野市第二次公共建築物再生計画に位置付けられている鹿野山少年自然の家の長寿命化計画を実施し、すべての施設・設備を維持するものである。

① 選択肢Ⅰにおける費用について

<初期費用について>

宿泊施設として維持を図ると仮定した場合、習志野市第二次公共建築物再生計画における、長寿命化改修を行い、老朽化した施設の機能向上を行う必要がある。

現状では401,000,000円を予定しているところではあるが、令和5年度に設計を行う中で、様々な設備の機能向上、バリアフリー化、感染症対策に伴う施設規模の拡充などを行う必要性も考えられ、予定以上の費用を要することが懸念される。

R5 R6 R7

項目	内容	概要	概要	概要	概要	概要	概要	概要	概要	
40	鹿野山少年自然の家 (宿泊研修棟、食堂棟、体育館棟、浴室棟)									
構造	RC、S	階数	4	延床面積	2,318 ㎡	事業費	401百万円			
築年	1973	竣工経過年数	S48	47	老朽化対策の方針	ケース3	工事時期	第2期_令和5~7	工事種別	長寿命化改修
・築後50年経過後の令和6(2024)年度に長寿命化改修、築後70年経過後の令和26(2044)年度に建替に着手する。										

<管理運営費について>

宿泊施設として維持した場合、新型コロナウイルス感染症の状況が不透明ではあるが、当施設を利用した宿泊を伴うセカンドスクール事業を再開する。1年間を通して市立各小学校4～6年児童が2泊3日、市立各幼稚園・こども園が1泊2日で実施した平成30年度の決算をもとに、ランニングコストの試算を図る。

平成30年度の管理運営費は次のとおりである。

	管理運営費	セカンドスクール事業費	人件費	合計
H30	46,332,000	12,839,000	53,980,703	113,151,703

平成30年度決算資料より一部抜粋をして作成

上記の表より、鹿野山少年自然の家管理運営費において46,332,000円（平成30年はボイラーの故障による工事請負費が18,264,000円要したため、差し引いて28,068,000円）となっている。またセカンドスクール事業として、バスの委託料及び高速道路代金などを要し、12,839,000円となっている。

さらに、宿泊を伴うセカンドスクールを実施していた際は、下記構成のもと職員11名体制で、運営を行っていた。人件費の総額は53,980,703円となっている。

（職員11名体制で行っていたH31決算より引用）

以上のことから、宿泊施設として維持を図った場合、1年間のランニングコスト（管理運営費）として、94,887,703円を必要とすると概算できる。

管理運営費	28,068,000円
セカンドスクール事業費	12,839,000円
人件費	53,980,703円
合計	94,887,703円（年間で要する管理運営費）

これらのことを踏まえたうえで、鹿野山少年自然の家を宿泊施設として維持した場合の、今後10年間で必要とするコストは以下のとおりと概算できる。

①イニシャルコスト (初期費用)		401,000,000円	} 1,349,877,030円
②ランニングコスト (管理運営等費用) 年間費用	管理運営費	28,068,000円	
	セカンドスクール事業費	12,839,000円	
	人件費	53,980,703円	
	合計	94,887,703円	
		× 10年 = 948,877,030円	

②選択肢Iにおけるメリット・デメリットについて

<メリット>

◎これまで同様に、鹿野山少年自然の家独自の活動が可能である。

◎長年実施しているため、学校職員と鹿野山少年自然の家所員との連携を円滑に図ることが可能である。

<デメリット>

▲初期費用及び管理運営費において、他の選択肢に比べ、多額の費用が予想される。

▲運営する人材の確保及び人件費について課題がある。

③選択肢Ⅰに対する委員会の検討結果

鹿野山少年自然の家における活動はどれも魅力的である。ハイキングの中で、小学校での学習内容（地層の学習、流れる水のはたらき等）について学ぶことができ、洗練されたコースとなっている。また天文学習や火起こし体験など、普段の学校生活では経験できない、本物を使った体験が可能である。ここでの経験は大きな教育効果を生んでいる。習志野市の財政との兼ね合いがあるが、可能な限り、施設を残していただきたい。

しかし、宿泊施設として維持するためには、長寿命化改修に留まらず、規模の拡充などを行う必要性も考えられるとのことでもあり、習志野市の財政を圧迫することになることは十分に理解できる。したがって習志野市の財政状況を鑑みると、本選択肢が難しいという判断はやむを得ないとする。

(2) **選択肢Ⅱ：宿泊棟を減築し、施設維持を図る**

この選択肢は、現在4階建てである本施設の3階、4階部分を減築し、1階、2階部分のみ維持する方法である。施設内での宿泊はできないが、室内の活動場所、浴室、食堂等、必要最低限の設備の確保は可能である。

①選択肢Ⅱにおける費用について

＜初期費用について＞

3, 4階部分を減築し、1, 2階部分については今後も維持が可能な状態にすることを想定したところ、初期費用として465,580,000円を要するとの試算に至った。（他市の市役所の減築工事を参考にして試算。）

＜管理運営費について＞

管理運営費については、令和2年度の日帰りでの鹿野山セカンドスクール事業を参考にして、各項目について試算を行った。

施設の維持費（光熱水費等）に係る費用については年間8,422,000円。バスの委託料等を見込んだセカンドスクール事業費は16,562,000円、鹿野山少年自然の家所員の人件費は、30,892,456円と試算することができる。

以上のことから、選択肢Ⅱにおける年間の管理運営費は、

管理運営費	8,422,000円
セカンドスクール事業費	16,562,000円
人件費	30,892,456円
合計	55,876,456円（年間で要する管理運営費）

これらのことを踏まえたうえで、選択肢Ⅱにおける、今後10年間で必要とするコストは以下のとおりと概算できる。

①イニシャルコスト (初期費用)	465,580,000円	} 1,024,344,560円	
②ランニングコスト (管理運営等費用) 年間費用	管理運営費		8,422,000円
	セカンドスクール事業費		16,562,000円
	人件費		30,892,456円
	合計		55,876,456円
		× 10年 = 558,764,560円	

②選択肢Ⅱにおける教育委員会の示す活動例

宿泊棟を減築し、2階部分まで残すこと及びテントサイトを維持することにより、鹿野山少年自然の家において、キャンプによる宿泊は可能。

学 年	利用施設等
幼稚園・こども園年長	○鹿野山少年自然の家（デイキャンプもしくは山道散策）
第3学年	○鹿野山少年自然の家（デイキャンプもしくは山道散策）
第4学年	○鹿野山少年自然の家（キャンプでの宿泊）
第5学年	○富士吉田青年の家（山中を利用した自然体験）
第6学年	※日光修学旅行において自然体験学習を実施。 （例：戦場ヶ原ハイキング等）

鹿野山少年自然の家が日帰りもしくは、キャンプでの宿泊が可能であるため、幼稚園年長園児及び第3学年では日帰りで、第4学年でキャンプでの宿泊による自然体験学習が実現可能となる。第5学年では富士吉田青年の家を利用して宿泊自然体験学習を行うことで、段階的な学習を行うことができると考える。

③選択肢Ⅱにおけるメリット・デメリットについて

<メリット>

- ◎これまで鹿野山少年自然の家で行ってきた活動の維持が可能。
- ◎体育室を残すため、日帰りで利用した場合、雨天時でも対応可能。
- ◎テントサイトがあるため、キャンプでの宿泊は可能。
（キャンプでの宿泊を行った場合、人件費及び管理運営費の増額が予想される。）
- ◎キャンプ施設として、広く一般へ開放することも可能。
（管理運営費及び初期費用の増額が予想されるが、長期に渡り、一定の収入も期待できる。）

<デメリット>

- ▲学校行事として本施設を利用した場合、キャンプ以外での宿泊が困難である。
- ▲他施設の利用も考えられることから、学校職員と自然体験施設との連携に懸念が生じる。

④選択肢Ⅱにおける委員会の検討結果

鹿野山少年自然の家では魅力ある様々な活動を行っているので、宿泊施設としての魅力を失ってしまうのはもったいないように感じる。また、いきなり施設維持をしないという結論による保護者や子ども、学校職員の感情を考えると、一旦減築をして一部施設を残すことも検討してもよいと考える。

しかし、中途半端に施設を残すことに対して様々な意見が出ることも考えられる。

また、外の施設を利用してのキャンプが活動例として挙げられていたが、学校行事として位置付ける以上、子どもの安全面の確保は必要不可欠である。

減築の規模、内容によって施設の活用方法や事業費が大きく変わることが予想されるため、様々なバージョンを検討してみる価値があるのではないかと考える。

(3) 選択肢Ⅲ：宿泊棟は維持しないが、外の環境のみ維持をする

この選択肢は、4階建ての宿泊棟の維持をせず、外の環境のみ維持を図る方法である。外の環境として維持を図る設備は以下のとおり。

○テントサイト（24張設営可能） ○かまど（24箇所） ○トイレ（外）

また外の環境のみを維持し、キャンプを中心とした施設へと移行した場合、以下の設備を新設する必要性が生じる。

○職員詰所 ○浴場（○食事スペース）（○天体望遠鏡の施設）
（○室内活動場所）

①選択肢Ⅲにおける費用について

＜初期費用について＞

初期費用として、宿泊棟の解体費用及び、上記の新設の必要性が生じる施設の建設費を加味して試算した結果、およそ500,000,000円の費用を要する、

＜管理運営費について＞

選択肢Ⅱと同様の試算としている。

これらのことを踏まえたうえで、選択肢Ⅲにおける、今後10年間で必要とするコストは以下のとおりと概算できる。

①イニシャルコスト (初期費用)		500,000,000円	} 1,058,764,560円
②ランニングコスト (管理運営等費用) 年間費用	管理運営費	8,422,000円	
	セカンドスクール事業費	16,562,000円	
	人件費	30,892,456円	
	合計	55,876,456円	
		× 10年 = 558,764,560円	

②選択肢Ⅲにおける教育委員会の示す活動例について

宿泊棟の維持を行わず、キャンプを中心とした施設とするため、本施設において、キャンプによる宿泊自然体験活動及びデイキャンプ、山道散策等は可能ではあるが、雨天時の対応に課題が残る。児童の安全面での手立てを十分に講じることが難しい場合には、他施設との併用を加味して、計画していく必要がある。

学年	利用施設等
幼稚園・こども園 年長	○鹿野山少年自然の家（デイキャンプもしくは山道散策） ※もしくは他施設を利用した自然体験。
第3学年	○鹿野山少年自然の家（デイキャンプもしくは山道散策） ※もしくは他施設を利用した自然体験。
第4学年	○鹿野山少年自然の家（キャンプでの宿泊） ※君津亀山青少年自然の家、鴨川青少年自然の家と他施設との併用も加味して。
第5学年	○富士吉田青年の家（山中を利用した自然体験）
第6学年	※日光修学旅行において自然体験学習を実施。 (例：戦場ヶ原ハイキング等)

雨天時の対応に課題

前述したように、鹿野山少年自然の家での、キャンプによる宿泊自然体験学習及びデイキャンプ、山道散策等は可能ではあるが、雨天時の対応に課題が残り、児童の安全面の保障が懸念される。したがって、近隣の君津亀山青少年自然の家及び鴨川青少年自然の家などの施設を併用することも加味していく必要がある。

③選択肢Ⅲにおけるメリット・デメリットについて

<メリット>

- ◎キャンプを中心とした施設として位置付け、広く一般に開放することで一定の収入を見込める。
- ◎テントサイトを残すため、キャンプでの宿泊自然体験学習が可能となる。

<デメリット>

- ▲宿泊棟を全く残さないため、宿泊自然体験学習時における、雨天時の活動の担保に課題が残る。
- ▲選択肢Ⅱと同様に、他施設の利用も考えられることから、学校職員と自然体験施設所員との連携面での懸念がある。

④選択肢Ⅲにおける委員会の検討結果

宿泊棟の解体費用及び新設する施設の費用があることに伴い、選択肢Ⅱより費用が増えることから、現実的には難しいと考える。またキャンプによる宿泊自然体験学習を行った場合、安全面の確保と荒天時の活動の担保が難しいといえる。キャンプはあくまでも万が一の時の逃げ場があって成立するものである。学校行事として位置付けることは困難であるとともに、キャンプ施設としても難しいと考える。他施設を利用した方が、受け入れるためのノウハウも確立されているため、充実し、安全面も十分に確保された自然体験学習が可能となるのではないだろうか。

(4) 選択肢Ⅳ：施設の維持をしない

この選択肢は、鹿野山少年自然の家の施設維持を行わず、他施設を利用して宿泊自然体験学習を実施するものである。

①選択肢Ⅳにおける費用

<初期費用について>

初期費用としては、施設の解体費としておよそ 300,000,000 円を要すると試算している。

<管理運営費について>

施設維持を図らないため、施設の光熱水費等を積算した管理運営費及び人件費は必要なくなる。しかし他施設を利用した場合にもバス委託等は必要となるので、セカンドスクール事業費として年間 16,562,000 円を見込んでいる。

これらを踏まえ、選択肢Ⅳにおける今後 10 年の初期費用及び管理運営費の総額は次ページのとおりである。

①イニシャルコスト (初期費用)		300,000,000 円	} 465,620,000 円
②ランニングコスト (管理運営等費用) 年間費用	管理運営費	0 円	
	セカンドスクール事業費	16,562,000 円	
	人件費	0 円	
	合計	16,562,000 円	

300,000,000 円
+
16,562,000 円 × 10年 = 165,620,000 円

②選択肢Ⅳにおける活動例について

本施設を利用することが不可能なため、以下の例が考えられる。

学 年	利用施設等
幼稚園・こども園年長	○他施設を利用した自然体験。
第4学年	○君津亀山青少年自然の家（山中を利用した自然体験） ○鴨川青少年自然の家（海を利用した自然体験） ※確保可能ないずれかの施設で実施。（宿泊）
第5学年	○富士吉田青年の家（山中を利用した自然体験）
第6学年	※日光修学旅行において自然体験学習を実施。 （例：戦場ヶ原ハイキング等）

基本的には、他施設を利用した宿泊自然体験学習を実施する形が例として考えられる。

③選択肢Ⅳにおけるメリット・デメリットについて

<メリット>

◎施設を維持しないため、費用が大幅に軽減される。

<デメリット>

▲学校行事として、本施設を利用することが不可能。

▲他施設を利用することを想定しているため、保護者負担額の増額が予想される。

④選択肢Ⅳにおける委員会の検討結果

鹿野山少年自然の家は歴史もあり、魅力的な活動を行ってきたことは十分に理解している。しかし習志野市の財政状況、公共施設再生計画の基本方針等を鑑みると、本選択肢が現実的ではないかと考える。しかし、本施設を維持しないことは習志野市にとって大きな損失であることは間違いない。

鹿野山少年自然の家を維持しない場合、他施設を利用することになるが、各施設でその地域の実態に応じた様々な活動を実施している。各施設との調整が困難になるが、子どもたちが色々な施設で、たくさんの経験をすることができると前向きに捉えてもよいと考える。また各施設との調整については、教育委員会でその役割を担うものを位置付け、学校現場の先生方に負担過重とならないよう御配意願いたい。

他施設を利用することによる保護者負担額の増加については、補助等を含め教育委員会で別途検討する必要がある。

4. 第三者委員会としての方向性

前述のとおり、本委員会においては、施設維持の方法について事務局から提示された4つの選択肢について検討を行った。

習志野市の教育において鹿野山少年自然の家が担う役割及び諸活動における教育効果、習志野市の財政状況及び公共建築物再生計画の基本方針、子どもたちの安心・安全な活動の確保を踏まえると、鹿野山少年自然の家の今後の在り方の方向性については、本委員会では4つの選択肢の中からひとつに絞ることは難しい。選択肢Ⅱ「減築をして、施設維持を図る（規模・内容・コスト等を十分検討）」もしくは選択肢Ⅳ「施設維持を図らない」が妥当と判断するところである。

5. おわりに

鹿野山少年自然の家は昭和48年に開設されて以降、習志野市の学校教育において必要不可欠な活動である宿泊自然体験学習の中心となる施設である。

習志野市教育委員会には今後の鹿野山少年自然の家の施設の在り方を検討するための参考とし、未来を担う、習志野市の子どもたちのためによりよい活動を提供することができるよう、最善を尽くしていただくことを期待したい。

「鹿野山少年自然の家今後の在り方に係る第三者委員会」構成員

<第三者委員会構成員>

1	日本大学生産工学部建築工学科教授	廣田 直行 (委員長)
2	千葉大学園芸大学院准教授	三島 孔明 (副委員長)
3	習志野市退職校長会事務局長	米満 裕
4	習志野市小学校長会長	本間 千佳子
5	習志野市 PTA 連絡協議会	江口 麻衣子
6	習志野市政策経営部長	竹田 佳司
7	習志野市こども部長	小平 修

<事務局>

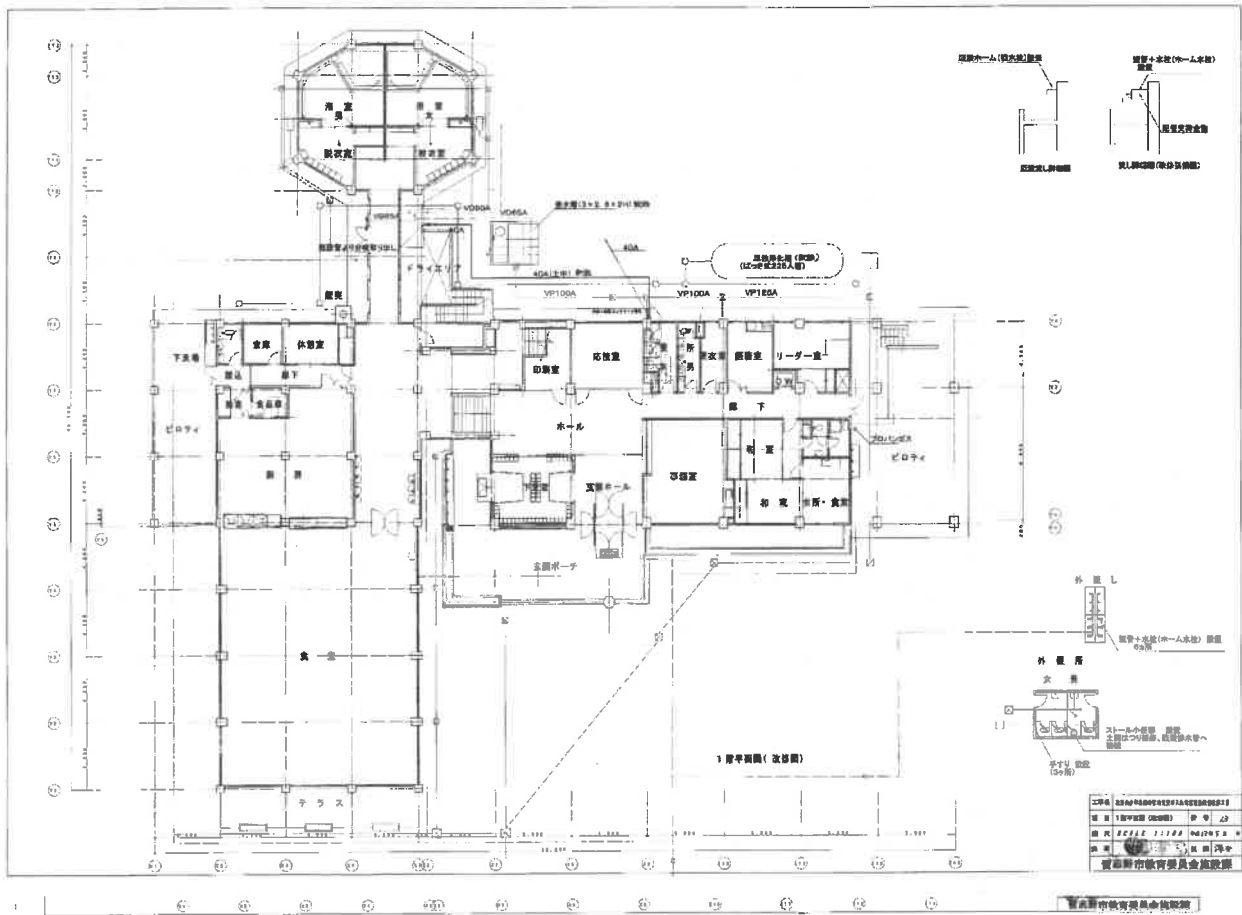
1	習志野市教育委員会学校教育部長	遠藤 良宣
2	習志野市教育委員会学校教育部次長	野村 健一
3	習志野市教育委員会学校教育部学校教育課長	合田 聖
4	習志野市教育委員会学校教育部指導課長	本間 美奈子
5	習志野市教育委員会学校教育部指導課指導主事	館石 典子
6	習志野市教育委員会学校教育部学校教育課管理主事	芦川 基樹

<開催状況>

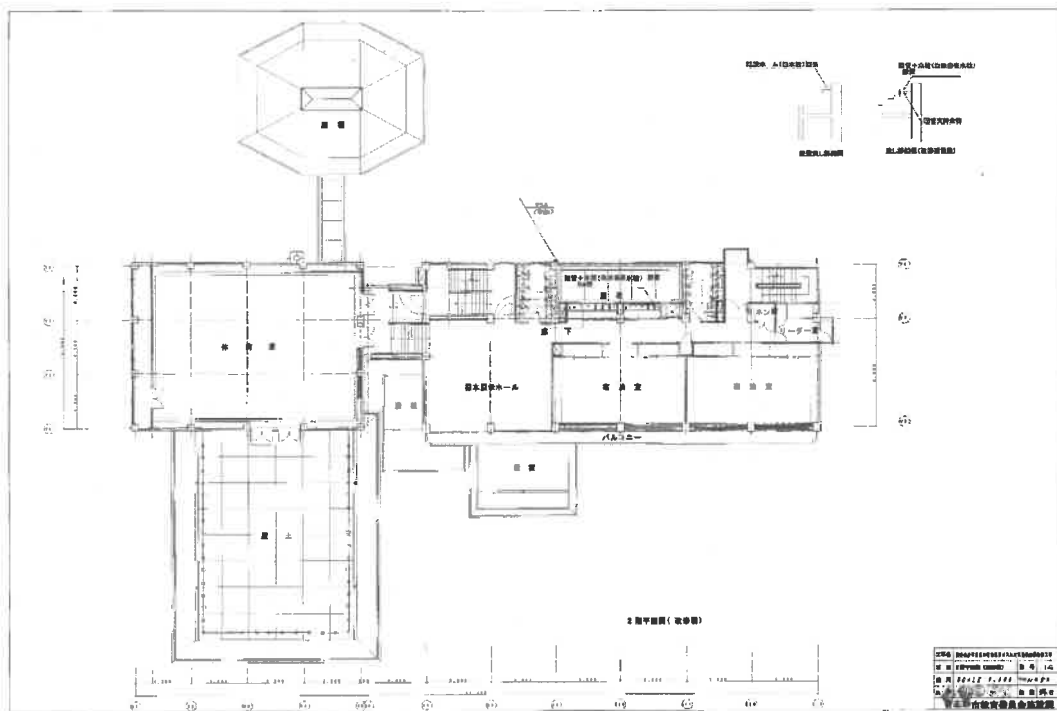
回数	日時・場所	議 事
1	令和3年8月27日(金) 9:30~10:30 習志野市庁舎3階会議室C	○鹿野山少年自然の家施設及び活動の概要について
2	令和3年10月5日(火) 15:30~16:30 習志野市庁舎5階部課長控室	○習志野市の財政状況及び公共建築物再生計画の基本方針について
3	令和3年11月9日(火) 10:30~11:30 習志野市庁舎5階部課長控室	○鹿野山少年自然の家施設の在り方について
4	令和4年3月16日(水) 15:00~16:00 習志野市庁舎3階会議室A	○鹿野山少年自然の家施設の在り方及び宿泊自然体験学習の在り方について

6-1. 関係資料 (鹿野山少年自然の家図面)

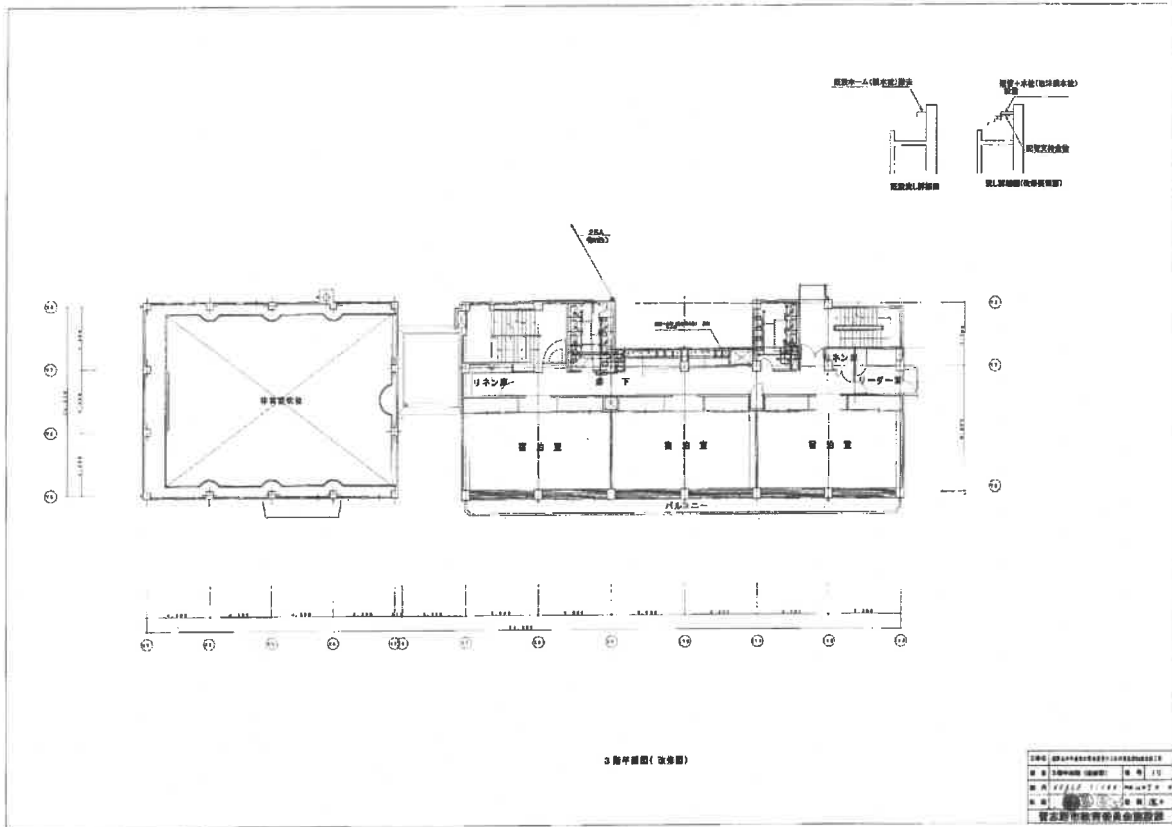
1階及び所庭



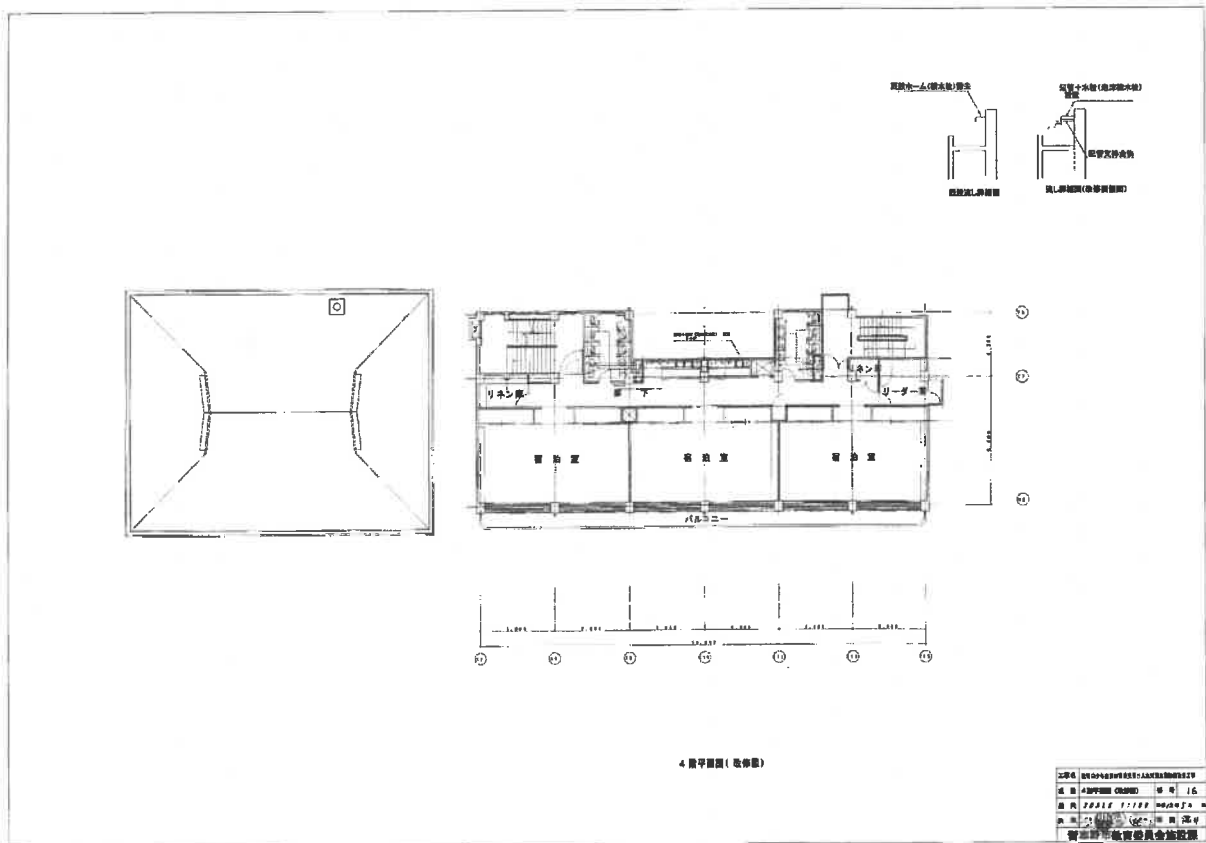
2階



3階



4階



6-2. 関係資料（宿泊自然体験学習の有用性について）

これまで習志野市では、鹿野山少年自然の家を利用した宿泊自然体験学習を実施してきた。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、令和2年度は中止、令和3、4年度については、日帰りでの実施となっている。3年間宿泊を伴う自然体験学習は実施できていないため、改めて学校教育における宿泊自然体験学習の有用性について考察していく必要がある。

(1) 小学校学習指導要領との関わり

学校教育の根幹となっている学習指導要領では、様々な教科・領域において「体験活動」の充実が求められている。

「小学校学習指導要領 総則編」では以下のように記載されている。

児童が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性を実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ、体系的・継続的に実施できるように工夫すること。

社会構造等の急速な変化による予測困難な時代において、資質・能力をバランスよく育成していく必要があり、「学びに向かう力、人間性等」を育む観点から体験活動の充実が重要であると考えられている。児童を取り巻く地域や家庭環境、情報環境等が劇的に変化し、自然の中で豊かな体験をしたり、文化芸術を体験して感性を高めたりする機会が限られている。そのため、例えば生命の有限性を実感することや集団において協働する経験が少なくなっている傾向があり、学校教育においてそうした経験をさせることが期待されている。

また、「小学校学習指導要領 理科編」第4章 指導計画の作成と内容の取扱いにおいて以下のように記載されている。

生物、天気、川、土地などの指導に当たっては、野外に出掛け地域の自然に親しむ活動や体験的な活動を多く取り入れるとともに、生命を尊重し、自然環境の保護に寄与する態度を養うようにすること。

野外へ出かけ、自然に直接触れることは、学習したことを実際の生活環境と結びつけて考えるよい機会になるとともに、自身の生活を見直すことで、理解を深め、自然への関心を高めることが期待できる。ここで得られた体験は、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度の育成につながるものであり、環境教育の基盤となる。

さらに、「小学校学習指導要領 総合的な学習の時間編」第4章 指導計画の作成と内容の取扱いにおいて以下のように記載されている。

自然体験やボランティア体験などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。
(下線部は引用者による)

総合的な学習の時間では、一定の知識を覚えこませるのではなく、探究課題の特質や、育成したい資質・能力を見通して直接的な体験を探究的な学習の過程に、適切に位置付けることが求められている。例えば環境に関する課題を設定した場合、自然に対する豊かな感受性や生命を尊重する精神、環境に対する関心等は、自然に浸かる時

間を確保し、自然観察などの活動を実際に行わなければ培えない。またこのような活動が環境の保全やよりよい環境を創造するために主体的に行動する実践的な資質・能力を育成することにつながると考える。

最後に「小学校学習指導要領 特別活動編」では、特別活動における「主体的・対話的で深い学び」について以下のように明記されている。

また、対話的な学びは、学級など同一集団の児童同士の話合いにとどまるものではない。異年齢の児童生徒や障害のある幼児児童生徒等、多様な他者と対話しながら協働することや地域の人との交流を通して自分の考えを広げたり、自分のよさやがんばりに気づき、自己肯定感を高めたりすること、自然体験活動を通して自然と向き合い、学校生活では得られない体験から新たな気づきを得ること、キャリア形成に関する自分自身の意思決定の過程において、他者や教師との対話を通して自己の考えを発展させることなど、様々な関わりを通して感性を豊かにし、よりよい合意形成や意思決定ができるような資質・能力を育成することも、特別活動における対話的な学びとして重要である。（下線部は引用者による）

資質・能力を偏りなく育成するために、児童の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うことが重要視されている。上記の通り、自然体験活動は特別活動における「対話的な学び」の一端を担っている。自然体験活動においては、自然と向き合ったり、他者と協働したりする場面で、自分や他者のよさやがんばりに気づき、自己肯定感を高めたり、他者とのよりよい人間関係づくりの一助となっていると考える。

(2) 宿泊自然体験学習の具体的効果について

文部科学省がまとめた「体験活動事例集—体験のススメ—」では、「体験活動は、豊かな人間性、自ら学び、自ら考えるなどの生きる力の基盤、子どもの成長の糧としての役割が期待されている。つまり、思考や実践の出発点あるいは基盤として、あるいは、思考や知識を働かせ、実践して、よりよい生活を創り出していくために体験が必要である。」として、体験活動の具体的効果を以下のように示している。

- I：現実の世界や生活などへの興味、関心、意欲の向上
- II：問題発見や問題解決能力の育成
- III：思考や理解の基盤づくり
- IV：教科等の「知」の総合化と実践化
- V：自己との出会いと成就感や自尊感情の獲得
- VI：社会性や共に生きる力の育成
- VII：豊かな人間性や価値観の形成
- VIII：基礎的な体力や心身の健康の保持増進

I：現実の世界や生活などへの興味、関心、意欲の向上

必要な情報は、インターネット等を利用して、すぐに得ることができるため、自然と直接触れ合うことが希薄化している現代において、自然体験活動は、実物に触れることで喜怒哀楽や感動、驚きといった感情を揺さぶられる場面に出会い、自然や社会などへの興味、関心、意欲を高める貴重な活動であるといえる。このような経験こそが、子どもたちが豊かに学び、成長するための出発点となると考える。

Ⅱ：問題発見や問題解決能力の育成

自然体験活動では、日常生活とは異なる活動が多く、実物に触れたり、観察したりする活動を通して「なぜ」「どうして」と疑問を感じる場面が多く存在する。また、「うまくいかない」「どうしたらよいか」など自然の中における不自由さを解決するために、時には失敗や挫折をしつつも、自身が持っている知識や経験をもとに試行錯誤し、粘り強く解決の糸口を見つけようとするのが期待できる。

Ⅲ：思考や理解の基盤づくり

自然体験活動は、思考や理解の前提であり、基盤である。直接体験が失われると、納得しながら学ぶことが難しくなり、抽象化された理屈を受け入れ、覚えこむことが多くなってくると考えられる。このことから体験を踏まえて思考や理解へと結び付け、置き換えることが重要である。また体験をしたままにして終わるのではなく、体験を価値付け、意味付ける事前・事後の学習を行い、確かな知性へと結びつけることが重要であると考えられる。

Ⅳ：教科等の「知」の総合化と実践化

「うまくいかない」、「どうしたらよいか」という場面に直面することで、自身のもっている様々な教科の知識を駆使し、解決の糸口を見つけようとする。このような活動を通して、様々な教科で得た「知」の総合化を図ることができ、うまくいかない場面を解決することで、実践化を図ることができると考える。

Ⅴ：自己との出会いと成就感や自尊感情の獲得

日常生活で起こる問題は、絶えず変化していたり、正解がなかったり、複数の答えがあったりするため、それらを解決していくことは、机上での学習では見られない困難さがある。そのような問題に直面し、解決しようとする経験をする中で、困難にもめげずにやり遂げようとする粘り強い心を育てることとなり、結果として、やり遂げた成就感、充実感、満足感が伴ってくると考える。またやり遂げた自分に自信をもち、自己有用感や自尊感情を獲得することもできると考える。このような心情は物事に対する積極的な姿勢、自己のさらなる確立、生き方への探求などの基盤となる。

Ⅵ：社会性や共に生きる力の育成

自然体験活動は、自然や社会、他者との関わりを通して行われるため、社会性や共に生きる力を育むうえで重要な役割を果たしていると考えられる。自然体験活動の中には、人間と自然との関係性、共存や循環の過程を学ぶ機会がある。また社会規範や社会貢献の在り方、人としての暮らし方や振る舞い方等を学んでいくことができると考える。

また集団での宿泊学習では、全員が気持ちよく生活することができるようにルールや約束事が存在する。それらを守り、生活する経験を通して、社会性を養ったり、共に生きる力を育成したりすることができるといえる。

VII：豊かな人間性や価値観の形成

自然の雄大さや美しさに出会ったり、他者と関わったりする活動の中で、大きな感動や畏敬の念、あるいは挫折などの心の体験をし、自らの人間性を豊かにするとともに「どう行動すべきか」といった、立ち振る舞い方を育むことができると考える。

VIII：基礎的な体力や心身の健康の保持増進

山道は、舗装された道路とは異なり、凹凸があり、歩きにくく体への負荷は大きい。時には手で木々をつかんで登ったり、ロープを使って下ったりすることで、基礎的な体力を養い、心身の健康の保持増進へとつながると考える。また自らの身体に対する危険を察知する力やそれらを回避しようとする敏捷性なども体験を通して身につけることができると期待できる。

(3) 現代の教育課題の側面より

すべての人々にとってよりよい、より持続可能な未来を築き、貧困や不平等、気候変動、環境劣化、繁栄、平和と公正など、直面するグローバルな諸問題の解決を目指すために、17項目の持続可能な開発目標（SDGs）が策定された。

この持続可能な開発目標を受けて、文部科学省では「持続可能な開発のための教育（ESD）」として7つの能力・態度について学習指導において身につけさせる必要性があると位置付けている。

【ESDの視点に立った学習指導で重視する能力・態度】

①批判的に考える力

合理的、客観的な情報や公平な判断に基づいて本質を見抜き、ものごとを思慮深く、建設的、協調的、代替的に思考・判断する力

②未来像を予測して計画を立てる力

過去や現在に基づき、あるべき未来像（ビジョン）を予想・予測・期待し、それを他者と共有しながら、ものごとを計画する力

③多面的・総合的に考える力

人・もの・こと・社会・自然などのつながり・かかわり・ひろがり（システム）を理解し、それらを多面的、総合的に考える力

④コミュニケーションを行う力

自分の気持ちや考えを伝えるとともに、他者の気持ちや考えを尊重し、積極的にコミュニケーションを行う力

⑤他者と協力する力

他者の立場に立ち、他者の考えや行動に共感するとともに、他者と協力・協働してものごとを進めようとする力

⑥つながりを尊重する態度

人・もの・こと・社会・自然などと自分のつながり・かかわりに関心を持ち、それらを尊重し、大切にしようとする態度

⑦進んで参加する態度

集団や社会における自分の発言や行動に責任を持ち、自分の役割を理解するとともに、ものごとに主体的に参加しようとする態度

「持続可能な開発のための教育（ESD）」において、身につけさせたい7つの能力・態度と上記で述べた、体験活動の具体的効果の関連性は次ページの通りである。

【ESDにおいて身につけさせたい能力・態度と体験活動の具体的効果の関連性】

	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
	興味・関心・意欲向上	問題解決能力	思考や理解の基盤	「知」の総合・契機	自己との出会い	社会性・共に生きる力	豊かな人間性	健康の保持増進
① 批判的に考える力		◎	○					
② 計画を立てる力		○						
③ 多面的・総合的に考える力			○	◎				
④ コミュニケーション力						◎	○	
⑤ 他者と協力する力					○	◎	○	
⑥ つながりを尊重する態度	○		○					
⑦ 進んで参加する態度	◎							

上記の表より、「持続可能な開発のための教育（ESD）」において身につけさせたい7つの能力・態度と体験活動の具体的効果は深く関連していると考えられる。

したがって、現代の教育課題であるESDの視点からも、宿泊自然体験活動は教育効果が期待され、様々な能力・態度を養うことが可能であるといえる。

以上のことから、学習指導要領で育てるべき資質・能力及び現代に教育課題において、未来を担う子どもたちが身につけるべき能力・態度を育成する上で、宿泊自然体験学習は効果的であり、意義深いものであるといえる。

都市部に位置する習志野市では、なかなか体験することが難しい自然体験を、年間の教育課程に組み込むことで、未来を担う上で必要な資質・能力を身につける一助となり、大きな効果をもたらすことができると考えられる。

(4) 自然体験活動を教育課程に位置付ける上での留意点

ここまで、宿泊自然体験活動の有用性について、考察してきたが、各学校において宿泊自然体験活動を教育課程上に組み込むことは容易ではない。

文部科学省「体験活動事例集—体験のススメ—」では長期宿泊体験学習の実施する上での留意点について以下のように記載されている。

(4) 事前の関係機関との調整について

長期宿泊体験は、宿泊地や活動場所の確保、活動プログラムの検討、指導員の確保、子どもの安全確保等において、多くの関係者・関係機関との緊密な連携の下で実施される必要がある。この事前準備の困難さから、長期宿泊体験の実施に二の足を踏んでいる学校も多くないが、

しかし、現在優れた長期宿泊体験の実践を行っている学校も、取組を始めたばかりはそうであった。教育委員会や関係機関による、財政面や人的援助に代表される十分かつ様々な支援の下で、学校自身も試行錯誤を繰り返しつつ取組の改善に逐次努めてきたのである。

長期宿泊体験の場合は、期間中の対応以外に、以下の面で学校の負担が大きい。

- ①事前の受入施設・場所を選定すること
- ②活動プログラムを検討すること
- ③まとまった活動日数の確保を検討すること
- ④安全管理体制を中心とした期間中の教職員等の体制を検討すること
- ⑤家庭へ十分な説明を行い、理解を得ること

これらについては、以下のようなポイントを押さえられたい。

- (1) すべて学校独自に行うのは、近隣の施設を使うのでない限りかなり難しい。この点については、教育委員会において、学校の意向等を踏まえつつ活動先と交渉することが望ましい。このため、常日頃からコーディネート組織等との協力関係が構築されていることが望ましい。
- (2) 学校の教職員がプログラム面で頭を悩ませることは大切なことだが、天候面の要素も考えれば、予定していた通りの内容の全てを実際に実施できないことが十分考えられる。
 予想できなかった事態が生じることもよくある。このため、プログラムづくりの面でも受入先の施設等と十分連携を図り、相談しながらプログラムづくりを進め、当日の変更等の応用がすぐに実行できるような体制を敷いておくことが大切である。
- (3) 授業時数の確保は確かに大きな課題であるが、長期休業期間中や土曜日・日曜日を積極的に活用することも検討したい。特に、長期休業期間中ならば、万全の指導体制を組みやすい。授業日の設定等について、教育委員会においても学校の希望に応じた弾力的な判断と対応が求められる。
- (4) 養護教諭を連れていくことも学校の状況によっては難しい場合もあるため、保健師や看護師等につき教育委員会や首長部局において支援されることが望ましい。また、児童生徒の健康状況や食アレルギーなど配慮を要することにつき個別シートを作成するなどして、受入先に必ず事前に情報提供し、必要な配慮を求める必要がある。
- (5) 児童生徒が長期にわたって宿泊することは、保護者にとって非常に不安を覚えるものである。これに対しては、長期宿泊体験の意義や効果について粘り強く説明する機会を設けていかなければならない。また、費用負担の面については教育委員会による支援が必須であり、それぞれ十分検討していただきたいと思う。

以上のことから、宿泊自然体験学習実施個所については、各学校からの意見を十分に考慮したうえで、教育委員会がコーディネーターの役割を担うことが必要不可欠であると考え。また連携をスムーズにとったり、児童への対応等を考慮したりすると、児童を多く受け入れている、県の宿泊自然体験施設及び習志野市の宿泊自然体験施設を利用することが、最善策であると考え。

また天候によるプログラム変更及び食物アレルギーの対応なども可能な施設であることが必須と考える。さらに各学校が養護教諭を引率することが難しいことを鑑みると、保健師もしくは看護師が常駐している施設を利用することが望ましい。これらを踏まえ、宿泊自然体験学習を実施する上での留意点を以下のとおりとする。

- ①天候悪化に伴うプログラム変更等、施設との連携を十分に図ること。
- ②食物アレルギーの対応等の情報提供を確実にし、必要な配慮を求めること。
- ③保健師もしくは看護師が常駐している施設であることが望ましい。

鹿野山少年自然の家 今後の在り方に係る第三者委員会 検討報告書について



令和元年9月 鹿野山少年自然の家 台風15号の被害



2階宿泊室

ベランダに溜まった水が流れ込む。



食堂前廊下

雨漏りで天井板が剥がれ落ちる。



炊事場の屋根
一部は吹き飛び、損傷が激しい。



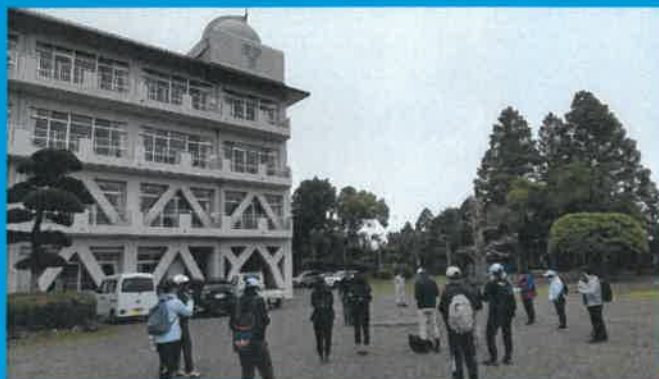
観察林入口
根こそぎ倒れた木



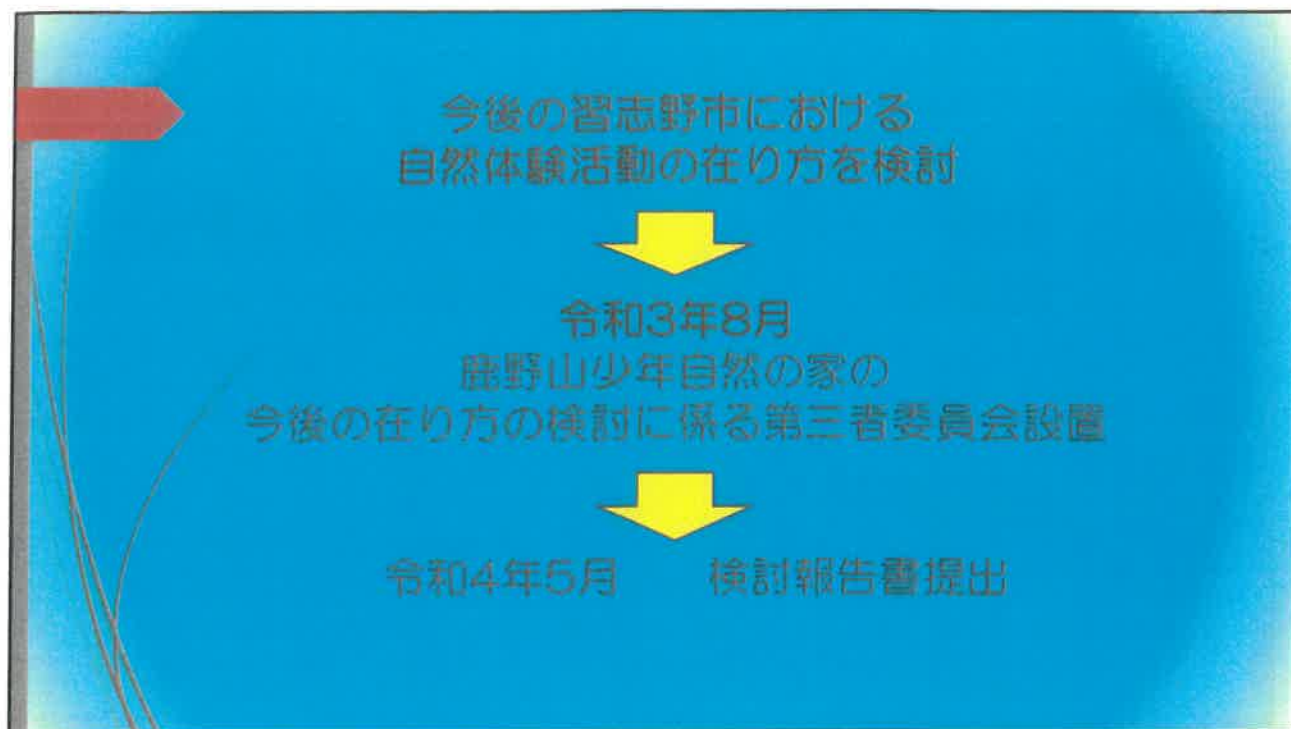
自然の家から山への入口




令和3年
日帰りセカンドスクール下見







- 1 宿泊棟、外の環境を含めすべて維持をする。
- 2 宿泊棟を減築し、施設維持を図る。
- 3 宿泊棟は維持しないが、外の環境のみ維持をする。
- 4 施設の維持をしない。



① 規模、内容、コスト等を十分に検討し、減築をして施設維持を図る。

② 施設維持を図らない。

報告事項(4)

市立小・中学校通学路の安全対策について

習志野市立小・中学校通学路の安全対策について、別紙のとおり報告する。

令和4年6月22日報告

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

市立小・中学校通学路の安全対策について

1 通学路安全対策協議会について

平成25年度に通学路安全対策協議会が立ち上げられた。それまで各学校からの通学路改善要望によって行っていた通学路の安全対策を、この協議会に一本化し、習志野警察、市長部局関係課、市PTA連絡協議会、小・中学校教頭、教育委員会が通学路の安全対策についての協議を行い、合同点検を実施している。

2 合同点検について

毎年行っている合同点検では、市立各小・中学校から通学路の安全対策が必要だと思われる箇所を各校に3～4箇所抽出させて、実際に点検し、安全対策について検討、実施している。

<令和3年度の実績>

(1)日程 令和3年6月26日～7月14日

(2)参加者 習志野警察(交通課、生活安全課)、習志野市役所(街路整備課、防犯安全課)
青少年センター、市立各小・中学校教頭、保護者代表、習志野市教育委員会

(3)点検、対策箇所数

	交通安全面	防犯面
小学校	38	28
中学校	14	14
合計	52	42

(4)主な対策

<習志野警察>

・道路標識、道路標示の補修 ・取締りの強化 ・パトロールの強化

<街路整備課>

・白線、外側線等の補修 ・ストップマーク、飛び出し注意看板等の設置 ・電柱幕の設置
・公園緑地課への樹木伐採の依頼

<防犯安全課>

・照度の確認と防犯灯の整備 ・不審者への注意喚起の電柱幕設置

<青少年センター>

・パトロールの強化

<教育委員会・学校>

・安全教育の実施 ・登下校時の見守り活動の実施 ・安全マップの作成

3 小学校通学路の緊急一斉点検について

令和3年7月から千葉県全市町村において、小学校通学路の緊急一斉点検が実施された。

(1)対策必要箇所 74箇所

※場所の詳細及び対策については別紙参照

(2)対策の進捗状況

<令和4年3月末時点> 74箇所中 28箇所で対策完了

<令和4年4月末時点> 74箇所中 73箇所で対策完了

※残り1箇所は千葉県土木事務所主管の道路・歩道であり、拡張が検討されている。現時点では完了できていないが、縁石上にラバーポールを設置する応急対策を行っている。

4 今後の安全対策について

- ・継続的な通学路の点検と安全対策の実施
- ・学校における安全指導の充実
- ・見守り活動等、地域、保護者との連携強化

通し番号	番号	学校名	点検箇所		点検箇所の状況・要望内容	回答	回答担当	対策状況
			危険箇所の場所	住所または交差点名等				
1	1	津田沼小学校	津田沼3丁目8番 JR津田沼駅方面へ抜ける比較的交通量の多い道路	習志野市津田沼2丁目8番地先	学校向かって右側は安全に歩行できる歩道があるが、反対側は歩道が狭い上に、路側帯が消えかかっているため、危険である	<街路整備課> 路面標示の修繕	街路整備課	済
2	2		津田沼5丁目11番 京成津田沼駅前交差点	京成津田沼駅前交差点	昨年12月14日に登校途中の2年児童が、横断歩道で左折車と衝突する事故が発生している。斜め横断があった場合、横断歩道付近の低木により運転者の見通しがわるくなり危険な状況である。	<千葉県> ガードパイプの設置、不法占用者への指導 <公園緑地課> 交差点付近の樹木の伐採	千葉県 公園緑地課	済
3	3		津田沼3丁目1番 長寿庵前	習志野市津田沼2丁目2番30地先	多方向からの歩行者、自動車、自転車の往来が激しく見通しの悪い危険な場所である	<街路整備課> カーブミラーのサイズ変更、ストップマークの修繕	街路整備課	済
4	4		津田沼5丁目8番 三橋眼科前	習志野市津田沼5丁目8番25地先他	交通量も多く、五差路になっており、注意が必要である。一時停止しない自動車や自転車も見かける	<街路整備課> 路面標示の設置 <習志野警察> 一時停止の交通指導取締りを検討	街路整備課 習志野警察	済
5	1	大久保小学校	県道69号	主要地方道長沼船橋線	車止めしかなく、歩道が狭い(長い区間)	<千葉県> 排水機能を上向きさせ、水溜りの解消	千葉県	済
6	2		みのりつくしこども園前の道路(藤崎6-6)	習志野市藤崎6丁目6番17地先	道幅が広いので車のスピードが出やすい	<街路整備課> 白線の形状変更、設置可能な場所に防護柵を設置	街路整備課	済
7	3		三角公園付近(本大久保1-18)	習志野市本大久保1丁目18番地先	子供の歩行帯の水たまり。子供の飛び出し、自転車等の接触がある	<街路整備課> 舗装の修繕、車道幅員を狭めて路側帯に緑の着色	街路整備課	済
8	4	葉々の湯船坂道(本大久保1-2)	習志野市本大久保1丁目2番地先	自動車・自転車等のスピードがでる	<学校教育課> 児童への安全教育を実施 <学校教育課> ポランテア等による見守り活動及び児童への安全教育を実施	学校教育課	済	
9	1	谷津小学校	谷津1-11付近 キャロット公園裏手十字路	習志野市谷津1丁目11番地先	歩行者は多いが、横断歩道がない	<学校教育課> ポランテア等による見守り活動及び児童への安全教育を実施	学校教育課	済
10	2		谷津6-5付近 第一くるみ幼稚園から出るT字路	習志野市谷津6丁目5番1地先	車は歩道まで出ないが停止線がない	<街路整備課> 路面標示の設置、ストップマークの設置	街路整備課	済
11	3		谷津5-16付近 谷津コミュニティ裏のT字路	習志野市谷津5丁目10番26地先他	車の抜道になっているため、減速しない車が多く危険	<街路整備課> 電柱幕の設置、路面標示の修繕	街路整備課	済
12	4		葉の社3-7付近 押しボタン式信号のあるT字路	習志野市葉の社3丁目7番地先	横断する歩行者が多い割に横断歩道がない	<学校教育課> ポランテア等による見守り活動及び児童への安全教育を実施	学校教育課	済
13	1	鷺沼小学校	鷺沼台4丁目入口バス停より先	習志野市鷺沼3丁目14番19地先	歩道の緑色ペイント色落ちしている	<街路整備課> 路面標示と緑の着色の修繕	街路整備課	済
14	2		鷺沼4丁目クリオマンションから大陸橋の信号まで	習志野市鷺沼2丁目9番32地先	補足線はあるがガードレールがない	<街路整備課> 路面標示と緑の着色の修繕、設置可能な場所へ防護柵の設置	街路整備課	済
15	3		鷺沼4丁目パーミヤン手前の交差点	習志野市鷺沼4丁目1番3地先	登校時パーミヤン側の歩道付近ガードレールなし 横断歩道を持つ場所が狭いので危険	<街路整備課> ポストコーンの設置	街路整備課	済
16	4		鷺沼4-20付近	習志野市鷺沼3丁目20番地先	補足線はあるがガードレールがない	<街路整備課> 路側帯に緑の着色、設置可能な場所へ防護柵の設置	街路整備課	済
17	1	実習小学校	京成大久保5号踏切の脇の千葉方面に向かって右折する道	習志野市実習2丁目23番地先	「通学路」の文字が道路の補修で消えている	<街路整備課> 路面標示の修繕	街路整備課	済
18	2		東金街道の京成大久保第5号踏切を千葉方面に超えた先の歩道	京成大久保5号踏切	緑石はあるが、子供が踏切待ちをすることを考えると、もう少し高くできないか	<千葉県> 道路用地に併せて歩道幅の検討、応急対策として緑石上にラバーボールを設置	千葉県	未 ※応急対策は実施済
19	3		学校前の道路(バス道路) アリタ写真館の前の交差点	習志野市新栄2丁目10番11地先	横断歩道があり、一時停止の印はあるものの、なかなか車が止まらない。三山車庫から出るバス(津田沼方面行き)は必ず止まってくれるので、子供は横断歩道を渡るうとしてしまいが、バスが止まっても反対車線の車が止まらないため危険	<習志野警察> 歩行者妨害の交通指導取り締りを検討	習志野警察	済
20	1	大久保東小学校	県道69号線大久保2丁目6番地20号交差点	習志野市大久保2丁目6番20地先	ガードレールはあるが、歩道が狭く、登下校時信号待ちの子供がたまってしまい、危険である	<千葉県> 待機場所の確保のため、緑の着色	千葉県	済
21	2		大久保2丁目13号CAC前からマンションベルジュ・ヴァンまでの歩道	習志野市大久保2丁目19番22地先	車が伸びていて歩道が狭くなっている。また、自転車が行きかき危険である。	<公園緑地課> 草刈りを実施	公園緑地課	済
22	3		泉町3丁目10番地のフェーストエイドの道路	習志野市泉町2丁目3番20地先	交通量が多くスピードを出している車が目立つ	<街路整備課> 路面標示の設置	街路整備課 習志野警察	済
23	4		泉町3丁目10番地の森に隣接する歩道	習志野市泉町3丁目10番地先	習志野の森の樹木の枝が伸びていて、歩行者の妨げになっている	<公園緑地課> 土地所有者へ樹木の剪定依頼をし、剪定を実施	公園緑地課	済
24	5		大久保2丁目12番地大久保東小学校正門からマロン道路に抜けるJA集荷場横の踏切	習志野市本大久保5丁目4番10地先	登下校時は直道禁止だが、取り締まりがないと直進する車が多い。左折する車や自転車が多く危険である。	<街路整備課> ポストコーンの設置 <習志野警察> 通行禁止の交通指導取り締りを検討	街路整備課 習志野警察	済
25	6		大久保駅から大久保東小学校に渡る横断歩道	習志野市大久保2丁目1番地先	白線が薄くなっている。	<習志野警察> 横断歩道の修繕を実施	習志野警察	済
26	7		大久保東小学校前の交差点	習志野市大久保2丁目12番地先	防護支柱がない	<街路整備課> 防護支柱の設置	街路整備課	済
27	1	袖ヶ浦西小学校	袖ヶ浦1丁目学校近く十字路(東門近く)	習志野市袖ヶ浦3丁目7番地先	横断歩道がなく、登校時抜け道として使う車が危ない	<街路整備課> 車道幅員を狭めて路側帯に緑の着色	街路整備課	済
28	2		袖ヶ浦3丁目千葉銀行前横断歩道	習志野市袖ヶ浦3丁目5番3地先	通学路ではないが、最短距離のため信号がない横断歩道を渡る人が多い。	<学校教育課> ポランテア等による見守り活動及び児童への安全教育を実施	学校教育課	済

通し番号	番号	学校名	点検箇所		点検箇所の状況・要望内容	回答	回答担当	対策状況
			危険箇所の場所	住所または交差点名等				
29	1	東習志野小学校	東習志野3丁目 文教通り	習志野市東習志野3丁目1番20地先～習志野市東習志野3丁目8番18地先	横断歩道が少なく、子供が複数箇所を渡ってしまう。飛び出しもそうで危険	<街路整備課> 路面標示の設置 <学校教育課> 児童への安全教育を実施	街路整備課 学校教育課	済
30	2		東習志野3丁目 文教通り	習志野市東習志野3丁目1番20地先～習志野市東習志野3丁目8番18地先	花壇の石が外れていて危険	<学校教育課> ポランテア等による見守り活動及び児童への安全教育を実施 <公園緑地課> 緑石の補修を実施	学校教育課	済
31	3		東習志野コミュニティセンター前の交差点	習志野市東習志野3丁目1番20地先	信号に樹木がかかり、見えにくい	<公園緑地課> 樹木の剪定を実施	公園緑地課	済
32	4		東習志野3・4丁目境の道路	習志野市東習志野4丁目1番2地先～習志野市東習志野4丁目1番1地先	一方通行だが交通量が多く、かなりスピードを出している車もある	<街路整備課> 路面標示の設置	街路整備課	済
33	5		東習志野3・4丁目境の道路	習志野市東習志野3丁目4番地先	東部体育館わきのフェンスに穴や破れがあり、針金が子供の目の高さで危険	<学校教育課> 児童への安全教育を実施	学校教育課	済
34	6		東習志野3丁目 学校前の道路	習志野市東習志野3丁目1番20地先～習志野市東習志野3丁目8番18地先	大木の根がアスファルトを壊して盛り上がり、歩行が困難	<街路整備課> 舗装の修繕 <学校教育課> 児童への安全教育を実施	街路整備課 学校教育課	済
35	7		東習志野2・3丁目境の道路(日立通り)	習志野市東習志野3丁目4番地先	歩行者用の白線が消えかかっている、危険	<街路整備課> 白線等の修繕	街路整備課	済
36	8		東習志野3・4丁目境の道路からマラソン道路に出た交差点	習志野市東習志野3丁目14番17地先	歩行者用信号やミラーに樹木がかかり、危険	<公園緑地課> 樹木の剪定	公園緑地課	済
37	9		東習志野4・5丁目境の幹線道路	習志野市東習志野4丁目12番地先	大人も子供も横断歩道のないところを渡るようにしている。大型車も多く、危険である。	<学校教育課> ポランテア等による見守り活動及び児童への安全教育を実施	学校教育課	済
38	10		東習志野4丁目「千秋」前の道路	習志野市東習志野5丁目10番15地先	横断歩道がなく、遮る場所がバラバラになってしまう。斜め横断も多い。渡る表示はできない。	<街路整備課> 車道幅員を狭めて路側帯に緑の着色	街路整備課	済
39	1	袖ヶ浦東小学校	国道14号沿いのはま寿司横の道路	習志野市袖ヶ浦5丁目19番3地先	通学時間帯は車両規制があるが、守られていない。	<習志野警察> 通行禁止の交通指導取り締まりを検討	習志野警察	済
40	2		東小目の前のローソン前	習志野市立袖ヶ浦東小学校前	カーブになっていて、大通りのためトラックも多く、スピードが落ちない	<街路整備課> 防護支柱の設置	街路整備課	済
41	1	屋敷小学校	ラクラスガーデン側のバス通り	屋敷ふれあい公園前他	歩道が狭く、ガードレールがないところもある	<街路整備課> 防護柵等の設置	街路整備課	済
42	2		ミレナの隣のセブンイレブンの交差点	屋敷交差点	交通量が多く、歩道が完備されていない	<街路整備課> 路側帯に緑の着色 <公園緑地課> 現地確認を実施し、倒木等がないことを確認済み	街路整備課	済
43	1	藤崎小学校	藤崎4丁目 学校前の緑地、崖	習志野市立藤崎小学校前	土砂崩れや倒木によって、通学路が寸断される。	<公園緑地課> 現地確認を実施し、倒木等がないことを確認済み	公園緑地課	済
44	2		藤崎1丁目8 正福寺脇と大通りの交差点	習志野市立藤崎1丁目8番地先	ミラーはあるが、樹木の葉に覆われて、細い道から歩道の様子を確認できない。	<道路課> 土地所有者への剪定依頼を依頼	道路課	済
45	3		習志野市企業局前交差点	企業局前交差点	待機場所が狭く、通勤・通学時は特に顕著である。	<街路整備課> ストップマークの設置	街路整備課	済
46	4		鷺沼台1丁目と大通りの交差点	企業局前交差点	歩道の手前に一時停止表示がない。	<街路整備課> ストップマークの設置	街路整備課	済
47	5		津田沼3丁目18	習志野市津田沼3丁目18番地先	交差点であるが、路面標示が消えかかっている。	<街路整備課> 路面標示の修繕	街路整備課	済
48	6		藤崎1丁目11 正福寺交差点	習志野市藤崎2丁目11番地先	待機場所が狭く、通勤・通学時は特に顕著である。	<街路整備課> 路面標示の修繕	街路整備課	済
49	7		藤崎保育所脇	藤崎保育所脇	ドット線がない。	<街路整備課> 路面標示の修繕	街路整備課	済
50	8		藤崎小学校体育館前から西への道	習志野市藤崎4丁目10番8地先～習志野市藤崎4丁目12番地先	歩道や白線が引いていないため、歩行者との区別がつかない。	<街路整備課> 白線の設置	街路整備課	済
51	9		NTT脇から子安神社へ続く細い道	習志野市藤崎1丁目18番8地先～習志野市藤崎1丁目12番1地先	抜け道となっていて交通量が多い。歩道や白線がないため歩行者との区別がつかない。	<街路整備課> 路面標示の修繕	街路整備課	済
52	10		小学校正門前通りの階段、赤い坂	藤崎緑地前	S字カーブと植栽によって、横断歩道に立つ児童が確認しにくい。	<公園緑地課> 樹木の刈込	公園緑地課	済
53	1	実花小学校	聖宮橋から大久保方向に抜ける道	習志野市東習志野1丁目5番5地先～習志野市1丁目13番12地先	抜け道の為、車が左折してくるラインやガードレールがない	<街路整備課> 速度抑制のための路面標示等を実施	街路整備課	済
54	2		マラソン道路から学校に曲がってくる学校前の道	習志野市東習志野6丁目2番11地先	登下校する児童数が多いが、横断歩道前待つスペースがなく、道路上に児童が集まってしまう。	<習志野警察> 標識の補修を実施	習志野警察	済
55	3		こぶし通りとこぶし通りから8丁目に行く道路	習志野市東習志野6丁目7番8地先	商業施設や会社等があり、車の出入りが多い。	<学校教育課> ポランテア等による見守り活動及び児童への安全教育を実施	学校教育課	済
56	1	向山小学校	国道14号線吉野モーターズ近く交差点	習志野市谷津2丁目17番1地先	道路が狭く、児童が車に巻き込まれる心配がある	<街路整備課> 白線と緑の着色の位置変更、ポストコーンの設置 <千葉県> 交差点内に赤の着色	街路整備課 千葉県	済
57	2		谷津1丁目21番付近のT字路	習志野市谷津1丁目22番1地先	見通しが悪く、児童と車双方で確認しづらい	<街路整備課> 路面標示の修繕	街路整備課	済
58	3		谷津1丁目セブンイレブンの交差点	習志野市谷津1丁目18番46地先	信号がなく、奥の社からの交通量が増えており、横断が危険	<学校教育課> ポランテア等による見守り活動及び児童への安全教育を実施	学校教育課	済
59	4		谷津1丁目津田沼フラワースホーム前横断歩道	習志野市谷津1丁目3番15地先	昨年度から通学路となったが、信号機がない	<学校教育課> ポランテア等による見守り活動及び児童への安全教育を実施	学校教育課	済
60	5		谷津4丁目リハビリテーション病院裏路地付近	習志野市谷津4丁目1番地先	通学路だが、ガードレール等が無く危険	<街路整備課> 路側帯に緑の着色と路面標示の設置	街路整備課	済
61	6		谷津2丁目向山幼稚園側門近くの横断歩道	習志野市谷津2丁目6番6地先	横断歩道の白線が消えかかっている	<習志野警察> 横断歩道の修繕を実施	習志野警察	済
62	7		東福寺横道路	習志野市谷津2丁目17番1地先～習志野市谷津2丁目13番3地先	白線がないため歩行者の道の確保ができていない	<街路整備課> 路面標示の修繕	街路整備課	済

通し番号	番号	学校名	点検箇所		点検箇所の状況・要望内容	回答	回答担当	対策状況
			危険箇所の場所	住所または交差点名等				
63	1	秋津小学校	秋津5丁目 ハナミズキ橋	習志野市秋津4丁目1番地先	駅に向かう自転車や右折の車と児童が交差する	<街路整備課> ポストコーンの設置	街路整備課	済
64	2		秋津2丁目集会所前横断歩道付近(3丁目側)	習志野市秋津3丁目3番地先	カーブになっており、見通しが悪い 生垣も視界を遮っている	<街路整備課> 路面標示の設置 <公園緑地課> 公園緑地課 <習志野警察> 樹木の剪定 <習志野警察> 標識の補修	街路整備課 公園緑地課 習志野警察	済
65	3		秋津4丁目4号公園横断歩道	習志野市秋津4丁目7番地先	交通量は多くないが、抜け道になっており速度超過の車が多い	<学校教育課> 児童への安全教育を実施 <習志野警察> 速度違反の交通指導取り締まりを検討	学校教育課 習志野警察	済
66	4		秋津4丁目秋津公園付近	習志野市秋津4丁目14番地先	国道の抜け道になっており速度超過の車が多く、カーブとなっているため見通しが悪い	<街路整備課> 路面標示の修繕及び設置	街路整備課	済
67	1	香澄小学校	香澄中央通り	習志野市香澄1丁目2番地先～習志野市香澄4丁目6番地先	車が速度を出す	<街路整備課> 路面標示の修繕	街路整備課	済
68	2		香澄3-10の十字路	習志野市香澄3丁目10番1地先	横断歩道がない	<街路整備課> ストップマークの設置	街路整備課	済
69	3		香澄4丁目ワイズマート	習志野市香澄4丁目5番1地先	児童の動線とワイズマートに出入りする車の動線が交差する	<学校教育課> ボランティア等による見守り活動及び児童への安全教育を実施	学校教育課	済
70	4		香澄近隣公園裏の道路(香澄5-1付近)	習志野市香澄5丁目1番付近	車が比較的速度を出す	<学校教育課> ボランティア等による見守り活動及び児童への安全教育を実施	学校教育課	済
71	5		香澄近隣公園裏の出入口	習志野市香澄5丁目1番2地先	車が駐車している時があり、横断するときに見えづらく危険	<公園緑地課> カラーコーンの設置	公園緑地課	済
72	6		香澄小東側から香澄公園に抜ける道路	習志野市香澄3丁目16番地先～習志野市香澄3丁目1番地先	車が比較的速度を出す	<街路整備課> 路面標示の設置 <習志野警察> 速度違反の交通指導取り締まりを検討 <学校教育課> ボランティア等による見守り活動及び児童への安全教育を実施	街路整備課 習志野警察 学校教育課	済
73	7		香澄3丁目の中央を南北に走る道路	習志野市香澄3丁目5番地先～習志野市香澄3丁目12番地先	車が比較的速度を出す	<街路整備課> 路面標示の設置 <習志野警察> 速度違反の交通指導取り締まりを検討 <学校教育課> ボランティア等による見守り活動及び児童への安全教育を実施	街路整備課 習志野警察 学校教育課	済
74	1	谷津南小学校	谷津3丁目谷津パラ園西側の住宅地	習志野市谷津3丁目10番2地先他	道路が狭く、歩行者と車が接触する可能性がある	<街路整備課> 路面標示の修繕、路面標示の設置	街路整備課	済

市立小・中学校 通学路の安全対策について

学校教育課

2 1 通学路安全対策協議会について

- ▶ ・平成25年度に設置
- ▶ ・平成26年度から各学校からの「通学路改善要望」を廃止し、
- ▶ 「通学路安全対策協議会」に一本化

3

1 通学路安全対策協議会について

▶ <設置目的>

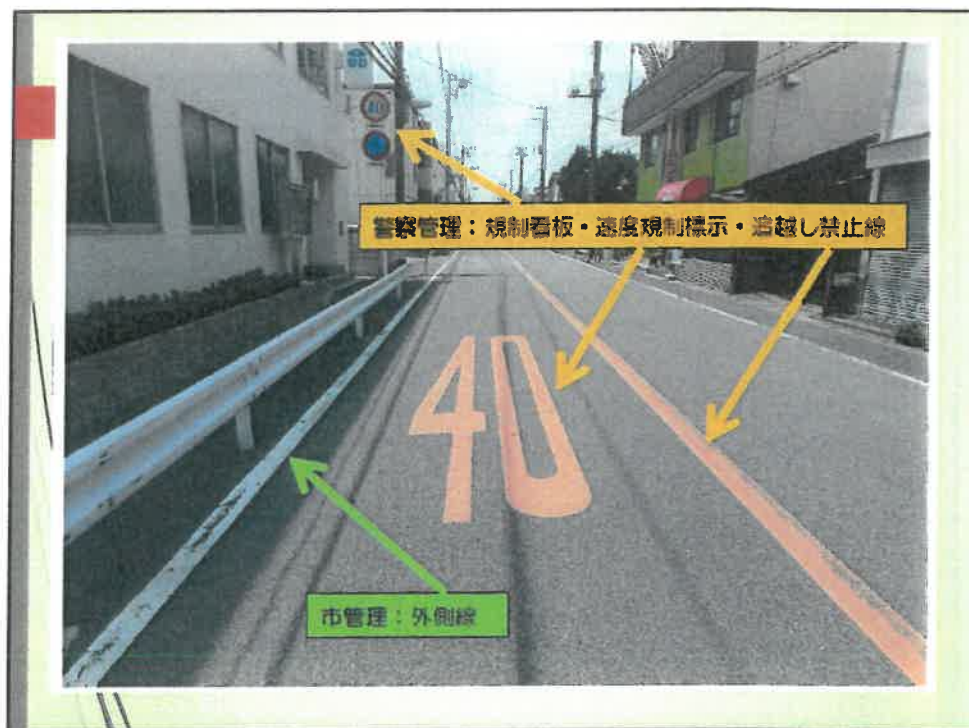
(通学路安全対策協議会設置要綱より)

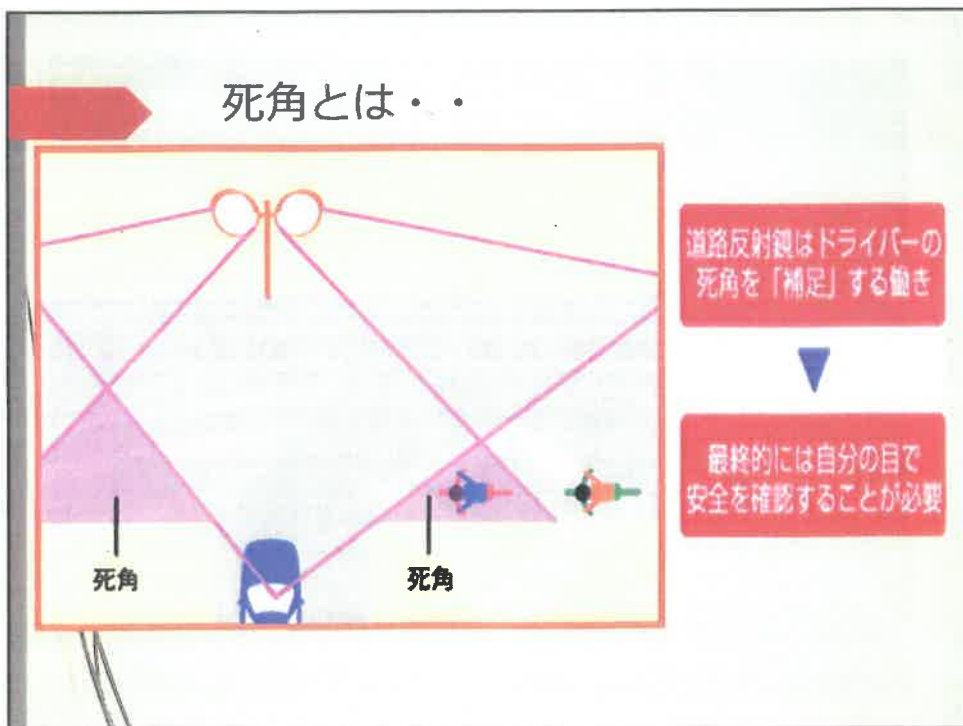
- ▶ **通学路における危険箇所の共通理解及び通学路の安全を確保**するため、学校、教育委員会、関係機関等の連携による通学路の**合同点検や安全対策の検討**を行い、**地域全体で安全対策を講ずるため**に「通学路安全対策協議会」を設置する。

4

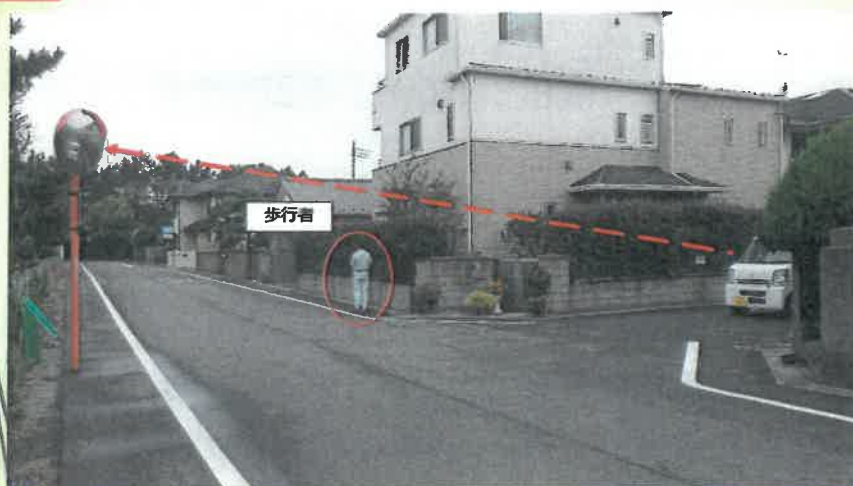
1 通学路安全対策協議会について

- ▶ <参加者>
- ▶ 習志野警察 交通課・生活安全課
- ▶ 市役所 街路整備課・防犯安全課
- ▶ 習志野市PTA連絡協議会
- ▶ 青少年センター
- ▶ 市立各小・中学校
- ▶ 習志野市教育委員会





死角の検証



死角の検証



歩行者は死角となり
確認できない。

11 2 合同点検について

■ <日程> 令和3年6月26日～7月14日

■ <参加者>

- ・習志野警察（交通課・生活安全課）
- ・市役所（街路整備課・防犯安全課）
- ・青少年センター
- ・市立各小・中学校 教頭、保護者代表
- ・教育委員会

12 2 合同点検について

	交通安全面	防犯面
小学校	38	28
中学校	14	14
合計	52	42

13

2 合同点検について

■ 主な対策

<習志野警察>

- ・道路標識、道路標示の補修
- ・取締りの強化
- ・パトロールの強化

14

2 合同点検について

<街路整備課>

- ・白線、外側線等の補修
- ・路面標示の設置
- ・ストップマークの設置
- ・電柱幕の設置

<防犯安全課>

- ・照度の確認、防犯灯の整備

大久保小・・・路面標示



津田沼小・・・ストップマーク



第六中・・・電柱幕



18

2 合同点検について

<青少年センター>

- ▶ ・パトロール巡回、強化

<教育委員会・学校>

- ▶ ・安全教育の実施
- ▶ ・登下校時の見守り活動
- ▶ ・安全マップの作成

19

3 小学校通学路の緊急一斉点検について

(1) 対策必要箇所

74箇所

※場所の詳細は別紙参照

20

3 小学校通学路の緊急一斉点検について

(2) 対策の進捗状況

対策必要箇所 **74箇所**

令和4年3月末時点 **28箇所**

令和4年4月末時点 **73箇所**

21

4 今後の安全対策について

- ▶ ・ 継続的な通学路の点検と
安全対策の実施
- ▶ ・ 学校における安全指導の充実
- ▶ ・ 見守り活動等、地域、保護者との
連携強化

22

4 今後の安全対策について

悲惨な交通事故を減らすため

ひとこと交通安全教室

千葉県警察 公式ツイッターで配信中心！
 県民の皆様の安全・安心のため、タイムリーに
 交通事故防止の情報を発信しています！

ドライバー・自転車
歩行者向けなど、
交通安全動画を
配信しています

ツイッターの検索方法

検索窓に
「千葉県警察 ツイッター」を入力

「千葉県警察 Twitter」をクリック！

検索結果が表示されます。

スマートフォンやタブレット端末をお持ちの方は、こちらから
過去に配信した動画はYouTubeの
「千葉県警察公式チャンネル」でも見られます



千葉県警察作成

交通安全啓発動画

23

4 今後の安全対策について

小学生のみなさんへ

通学路の危ないところ



危ないところを安全に歩くポイント

- 1. 横断歩道を渡る時は、車が歩道に近く確認して、手をあげてわかる。
- 2. 横断歩道があってもなくても、はまふらふらと歩かないで渡る。
- 3. 横断歩道が狭いところは、一旦止まって車が来ないか確認する。
- 4. 自転車の邪魔をしない。
- 5. 通学路からよく見えるものを歩く。
- 6. 横断歩道を渡るときは、歩道に立寄り歩かない。



安全を確保するポイント

- 1. 歩行者：横断歩道に変わった所や車の横、車道の端にも注意する。
- 2. 車：横断歩道が狭い場合は、ドライバーの顔を見て渡る。
- 3. 自転車：車が来たら立ち止まるまで待つ。

千葉県教育委員会
作成

交通安全学習資料

報告事項(5)

いじめメール相談の現状について

いじめメール相談の現状について、別紙のとおり報告する。

令和4年6月22日報告

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

いじめメール相談の現状について

1 いじめメール相談の4, 5月の状況

アプリ(匿名メール相談WEBアプリ)

アプリ以外(メールアドレスからのメール相談、タブレット端末からの記名式メール相談)

	小学生		中学生		その他・校種不明		合計	
	アプリ	アプリ以外	アプリ	アプリ以外	アプリ	アプリ以外	アプリ	アプリ以外
いじめ	0	2	0	0	0	0	0	2
その他	5	0	0	0	0	1	5	1
合計	5	2	0	0	0	1	5	3
アプリ+アプリ以外	7		0		1		8	

令和3年4月延べ受理件数2件

	小学生		中学生		その他・校種不明		合計	
	アプリ	アプリ以外	アプリ	アプリ以外	アプリ	アプリ以外	アプリ	アプリ以外
いじめ	28	0	0	0	0	0	28	0
その他	89	0	11	0	0	1	100	1
合計	117	0	11	0	0	1	128	1
アプリ+アプリ以外	117		11		1		129	

令和3年5月延べ受理件数7件

	小学生		中学生		その他・校種不明		合計	
	アプリ	アプリ以外	アプリ	アプリ以外	アプリ	アプリ以外	アプリ	アプリ以外
いじめ	28	2	0	0	0	0	28	2
その他	94	0	11	0	0	2	105	2
合計	122	2	11	0	0	2	133	4
アプリ+アプリ以外	124		11		2		137	

令和3年4, 5月延べ受理件数9件

2 いじめメール相談の流れ

別紙1参照

3 緊急性の分類の仕方

(1) 緊急性 高

① 命の危険に関わる内容

② 犯罪に抵触する内容

③ 性的虐待の事実が記載されているもの

(2) 緊急性 低

「緊急性 高」以外は、「緊急性 低」として扱う。

4 対応事例について

	相談内容
いじめ	首をしめられる。クラス内でいじめをされている子がいる。悪口を言われる。暴言、無視、仲間外れ、落書き、悪口
その他	自傷行為、殴られる、自殺念慮 友達がいない、学校が嫌、担任が嫌、友達関係の悩み、LGBTについて、性別の悩み、部活動の悩み、兄弟の悩み、心に余裕がない、志望校について、テスト勉強について

5 実績と今後に向けて

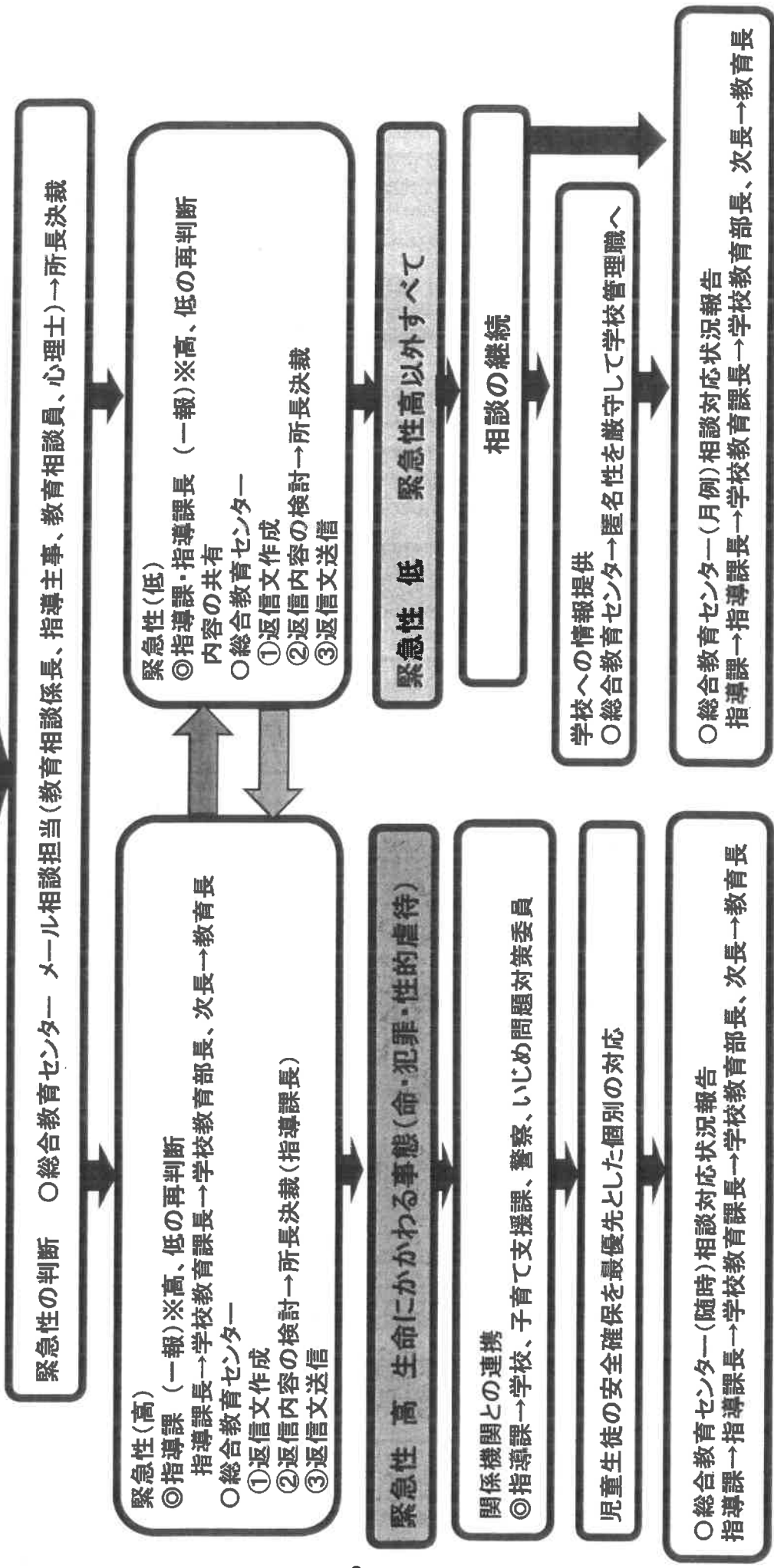
(1) 匿名メール相談WEBアプリの導入にあたり、「脱いじめ傍観者教育」出前授業を実施

(2) 学期1回実施する「いじめアンケート」で「いじめを相談できなかった」件数の推移と、匿名メール相談WEBアプリとの関連を検証

いじめメール相談の流れ

別紙1

メール受信



令和4年6月22日
報告事項(5)

いじめメール相談の現状について

習志野市総合教育センター

1. いじめメール相談について

いじめメール相談



- ①メールアドレスからのいじめメール相談
- ②タブレット端末からの記名式いじめメール相談



今年度から導入
③匿名メール相談WEBアプリ



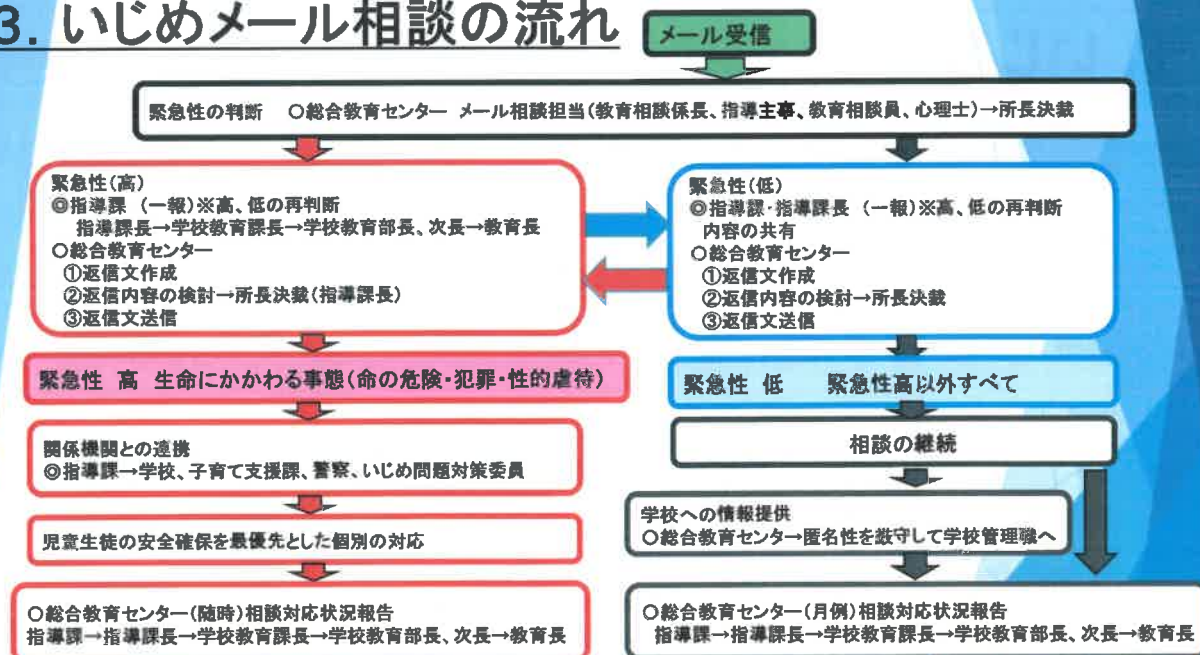
2. いじめメール相談の4月、5月の状況

延べ受理件数()は匿名メール相談WEBアプリ

令和3年度は5月末日で9件
令和3年度全体で52件

	小学生	中学生	その他 校種不明	合計 (匿名メール相談)
いじめ	30 (28)	0	0	30 (28)
その他	94 (94)	11 (11)	2 (0)	107 (105)
合計 (匿名メール相談)	124 (122)	11 (11)	2 (0)	137 (133)

3. いじめメール相談の流れ



4. 緊急性の分類の仕方

緊急性 高

- ①命の危険
- ②犯罪に抵触
- ③性的虐待の事実

緊急性 低

「緊急性 高」以外は
「緊急性 低」として扱う

5. 対応事例について

(1) 緊急性高の事例

・自傷行為 ・殴られる ・自殺念慮

①対応

受容、共感、
情報収集
24時間つながる
相談窓口も紹介



習志野市総合教育センター

校長に連絡
その他の関係
機関とも連携



指導課

見守りを
強化



学校

②現在の状況

・引き続き見守り

5. 対応事例について

(2) その他の事例

いじめ

- ・首を絞められる ・悪口を言われる
- ・クラス内にいじめをされている子がいる
- ・友達に無視される ・仲間外れにされる

その他

- ・性別の悩み
- ・友達についての悩み
- ・学校が嫌い…等

①対応



②現在の状況

- ・いじめの行為は無くなった
- ・悩みを聞いてもらってよかった

→ 引き続き見守り

6. 実績と今後に向けて

(1) 「脱いじめ傍観者教育」出前授業の実施

↓

「同じクラスの子がいじめを受けている」等の相談

(2) 今後に向けて

「いじめアンケート」で「いじめを相談できなかった」件数の推移との関連を検証する。

報告事項(6)

習志野市電子図書館の利用状況等について

習志野市電子図書館の利用状況及び市立図書館の予約資料の市役所での受渡しについて、別紙のとおり報告する。

令和4年6月22日報告

習志野市教育委員会
教育長 小熊 隆

習志野市電子図書館の利用状況について

1. 電子図書館の概要

習志野市立図書館は、令和4年5月18日(水)より、インターネットに接続したパソコン、スマートフォン、タブレットを使用し電子書籍の貸出・返却を行う電子図書館を開始した。

2. サービス概要

- ① 利用できる方 習志野市民及び在勤・在学者 ※図書館カードをお持ちの方
- ② 貸出点数 2点
- ③ 貸出日数 14日
- ④ 予約上限点数 2点



3. 電子書籍の点数(令和4年6月18日現在)

一般書 9,488点
児童書 310点
合計 9,798点

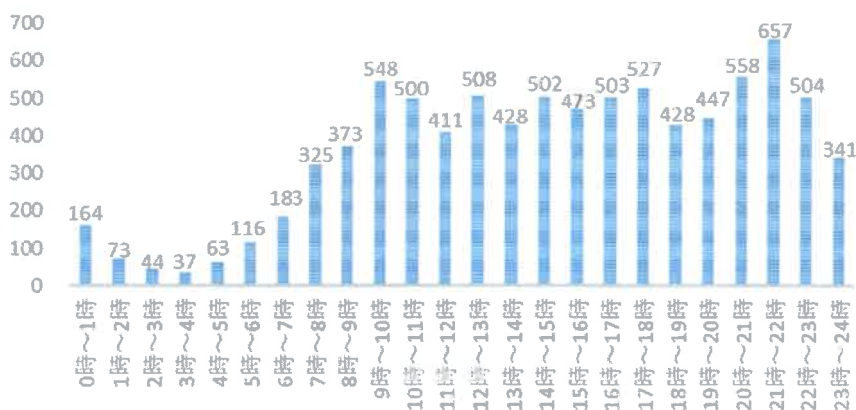
4. 利用実績(令和4年5月18日～6月17日 31日間)

(1) ログイン回数・・・8,713回

(単位：回)

時間帯	ログイン回数
0時～1時	164
1時～2時	73
2時～3時	44
3時～4時	37
4時～5時	63
5時～6時	116
6時～7時	183
7時～8時	325
8時～9時	373
9時～10時	548
10時～11時	500
11時～12時	411
12時～13時	508
13時～14時	428
14時～15時	502
15時～16時	473
16時～17時	503
17時～18時	527
18時～19時	428
19時～20時	447
20時～21時	558
21時～22時	657
22時～23時	504
23時～24時	341
計	8,713

ログイン回数



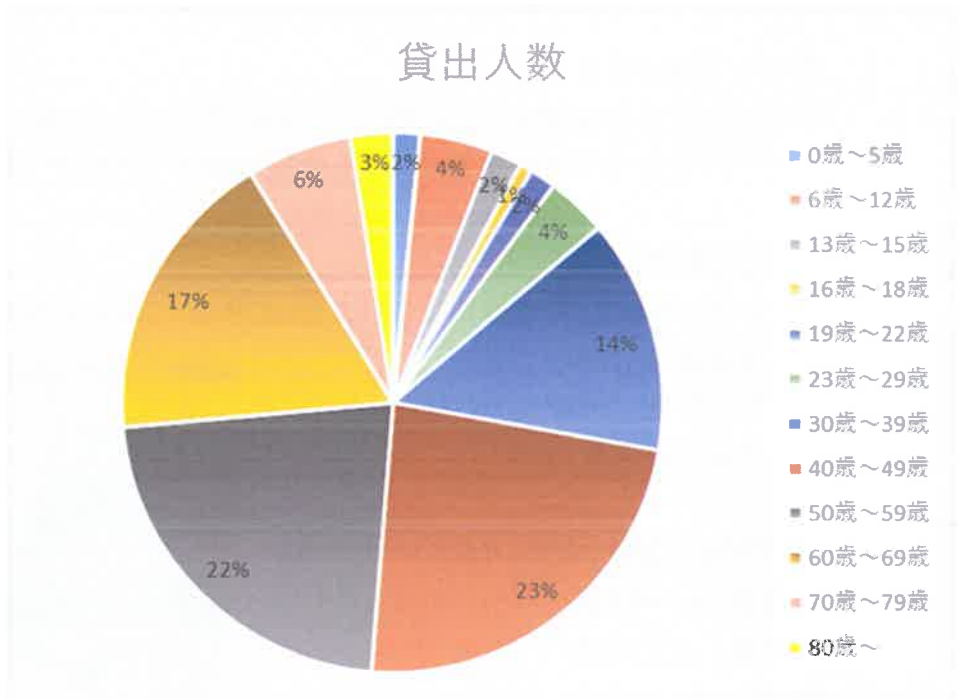
ログインをしてできること

- ・ 電子書籍を借りる、予約する
- ・ 借りた電子書籍を読む
- ・ マイページで貸出状況、予約状況を確認する

(2) 貸出人数・・・2,089人

(単位：点)

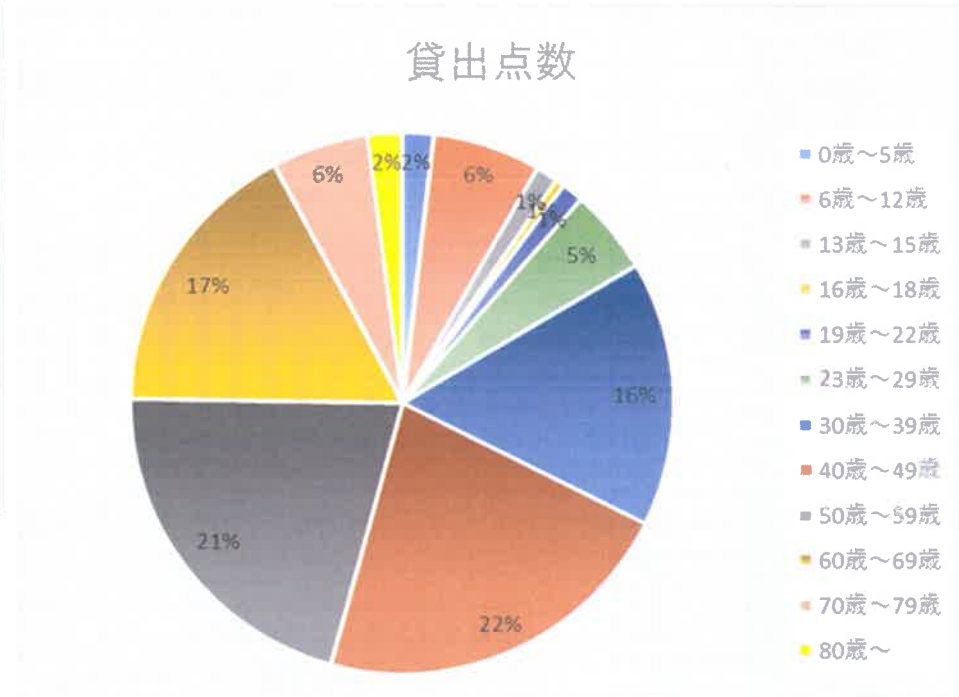
年代	貸出人数
0歳～5歳	34
6歳～12歳	91
13歳～15歳	39
16歳～18歳	16
19歳～22歳	33
23歳～29歳	76
30歳～39歳	293
40歳～49歳	490
50歳～59歳	465
60歳～69歳	367
70歳～79歳	131
80歳～	54
合計	2,089



(3) 貸出点数・・・3,321点

(単位：点)

年代	貸出点数
0歳～5歳	62
6歳～12歳	214
13歳～15歳	44
16歳～18歳	18
19歳～22歳	43
23歳～29歳	169
30歳～39歳	525
40歳～49歳	729
50歳～59歳	696
60歳～69歳	559
70歳～79歳	192
80歳～	70
合計	3,321



【0～5歳等低年齢児の利用について】 保護者が子どもの図書館カードで利用していると思われる。図書館では市民課へ出生届を提出された方へ、読み聞かせに利用できるようお子さんの「誕生記念図書館カード」の作成をご案内している。

市立図書館の予約資料の市役所での受渡しについて

1. 概要

利用者の利便性を向上するため、市役所2階の社会教育課窓口で、市立図書館の予約資料の受け渡しを行う。

2. サービス概要

- ① 受付開始日 令和4年7月5日(火)から
- ② 受け取れる日時 平日の月曜日から金曜日 午前9時から午後5時
- ③ 予約本の取置期間 連絡後1週間
- ④ 貸出期間 2週間

3. 利用方法

- ① 図書館ホームページ、館内蔵書検索機、リクエストカード等で受取場所を「市役所」に指定する。
- ② 予約した本が用意できると、中央図書館より連絡がある。
- ③ 社会教育課で図書館カードを提示して本を受け取る。



市役所で図書館の 予約本が受け取れます。

令和4年7月5日(火)から受付開始

受け取れる日時: 平日の月曜日から金曜日 午前9時～午後5時
予約本の取置期間: 連絡後1週間
貸出期間: 2週間

※市外からの借受資料・団体貸出資料は貸し出しできません。

受け取り場所は社会教育課
(市役所2F)



忘れずに!

必ず予約した方の図書館カードをお持ちください。
カードを持参されない方には貸し出しできません。

本の返却は、市役所1F駐車場側入り口のブックポストをご利用ください。

問い合わせ: 中央図書館 047(475)3213